

-平成 30 年 第 1 回相楽東部広域連合議会定例会

日時 平成 30 年 3 月 5 日 (月)

9 : 30～14 : 20

～速記録～

◎ 議長 (廣尾 正男)

皆さん、おはようございます。議員の皆さんには、何かとご多忙のところご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。本日、杉岡議長が病気欠席のため、地方自治法第 160 条第 1 項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。なお、定例会に附議されました案件について、よろしくご審議くださいますとともに、円滑な議会運営にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。本日、裁判等にかかる説明要員といたしまして、波多野環境課指導員を招致しておりますので、よろしくお願いいたします。ただいまから、平成 30 年第 1 回相楽東部広域連合議会定例会を開会いたします。堀広域連合長挨拶。

◎ 広域連合長 (堀 忠雄)

皆さん、おはようございます。本日は平成 30 年第 1 回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中をご出席いただき、まことにありがとうございます。さて、2 月 24 日におきまして、南山城小学校のスクールバスが巻き込まれた事故につきましては、相手側の運転手が死亡するなど大変痛ましいものとなりました。議員の皆様には大変ご心配をおかけいたしました。バスに乗り込んでいた児童 5 名は、緊急搬送されたものの、検査の結果、異常がなかったとの報告を受けて、その日のうちに府に連絡し、月曜日からのスクールカウンセラーの緊急配置を要請し、現在のケアが行われております。また、テールアルメ裁判の控訴審につきましては、各常任委員会において、担当者からご報告いたしましたとおり、原因論について裁判所は 12 月 19 日の代理人による説明で、理解ができたとして、1 月 24 日予定の専門家による説明会は中止となりました。一方、損害論については、先に裁判所が示した主張整理案に基づいて、新たな主張がある場合は、次回口頭弁論期日までに主張するよう指示がありました。当方、控訴証人は一審の口頭弁論期日後に発生した損害について請求を拡大する必要が生じたので、本日の定例会で議決をいただき、附帯控訴する予定でございます。なお、次回口頭弁論期日は 3 月 26 日の予定であります。本定例会におきましては、この損害賠償の追加請求に関する件のほか、29 年度の補正予算、平成 30 年度当初予算、教育委員の任命につきましてご審議をお願い申し上げるものでございます。なにとぞよろしくご審議いただきまして、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日はまことにご苦勞さまでございます。ありがとうございます。

◎ 議長 (廣尾 正男)

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会会議録署名議員は会議規則第121条の規定によって、1番、岡田泰正議員、2番、西岡良祐議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る2月23日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」

◎ 議長（廣尾 正男）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定いたしました。日程第3、副議長の選任を議題といたします。お諮りします。副議長の選任方法については、指名推薦にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

異議なしと認めます。したがって、選任の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。本定例会における副議長は、10番、岡田勇議員を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました、10番、岡田勇議員を本定例会の副議長に選任することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、10番、岡田勇議員を本定例会副議長に選任することに決定いたしました。日程第4、閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに総務厚生常任委員長 岡田勇議員。

◎ 総務厚生常任委員長（岡田 勇）

皆さん、おはようございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、2月16日午前9時30分から和東町体験交流センターにおいて開催をいたしました。まず、平成29年度一般会計予算執行状況について、総務課及び環境課が所管する事業に関して説明を受けました。次に環境課指導員から、テールアルメ裁判の経過及び損害賠償の追加請求の件について説明を受けました。それによると、去る1月24日に開催された、第19回口頭弁論期日において、裁判所から具体的な言及はなかったものの、損害論についても、次回3月26日の口頭弁論期日において終結される意向ではないかと代理人は認識していること。これを踏まえて、本日の定例会での議決を得て、一審の口頭弁論終結後に発生した損害については、附帯控訴によって追加請求を行いたいとのことでありました。委員からは、裁判の今後の見込みなどについての質問が出されました。次に、平成30年第1回定例会の概要として、平成29年度第3号補正予算案、平成30年度当初予算案、教育委員の任命について説明を受けました。委員からは、補正予算に関しては、粗大ごみの増加現況や、繰越明許が必要な理由などについての質問が出されました。最後にその他として、教育委員会から、学校給食費及び修学旅行費の無償化についての説明を受けました。以上で、2月16日に実施した、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）

続きまして、文教常任委員長 坂本英人議員。

◎ 文教常任委員長（坂本 英人）

皆さん、おはようございます。文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は、2月16日午後1時30分から、和東町体験交流センター会議室において開催されました。

まず、教育委員会が所管する平成29年度事務事業の進捗状況として、1月末現在の予算執行状況について報告を受けました。次に給食費及び修学旅行費の無償化について説明を受けました。委員からは、未来戦略一括交付金などの特定財源がなくても、事業を継続していくのかといった質問が出されました。最後に、平成30年第1回定例会の概要として、平成29年度第3号補正予算案、平成30年度当初予算案、テールアルメ裁判にかかる追加請求の件、教育委員会委員の任命の件について説明を受けました。その後の質疑応答では、補正予算に関しては、繰越明許の理由や、入学準備金の支払い期限について、平成30年度当初予算案に関しては、時間外勤務手当の計上の考え方。府民総体の駅伝への参加の状況。和東中学校の現状。公用車へのドライブレコーダーの設置状況。教員の勤務外時間の働き方実態等について。テールアルメ裁判追加請求に関しては、裁判の終結の見込みなどについて質問がなされました。以上で、2月16日に実施した文教常任委員会の報告を終わらせていただきます。

◎ 議長（廣尾 正男）

以上で報告を終わります。ここで 10 分間休憩といたします。55 分から始めます。

（休憩 9：45～9：55）

◎ 副議長（岡田 勇）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。廣尾議長にかわりまして議長の職務を務めさせていただきます。皆様方のご協力をお願いいたします。日程第 5、「一般質問」。質問時間は、答弁を含め 30 分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。11 番、廣尾正男議員の発言を許します。

◎ 11 番（廣尾 正男）

11 番、議長の許可を得ましたのでただいまより一般質問をします。学校給食費の補助につきまして、一部地域において導入されていますが、連合組合として設立に至った経緯から言えば数ある協働形態の中で広域連合を選んだ理由について、目的趣旨が守られているのか、財政負担の軽減を図る町村間の公平性を維持し、3 町村が協力、協働をするなど今後補助するにしても連合として取り組むのか、今後の方向性を。キャリア教育について、将来自分の進路について重要な子どもの教育と考えるが、小学校・中学校での現状と今後の方向性についての取組を問います。外国語教育について学習指導要領が改訂され、小学生の英語教育が強化されようとしています。町村における計画的な J E T、A L T の増員、新規導入について新学習指導要領では国は 32 年度全面に実施し、小学 3・4 年生は外国語活動、年 35 時間となっていますが 30 年度以降、どのように移行されようとするのか、まず事業実施するに当たってはネイティブスピーカー、地域人材、機材等は十分準備されているのか、モニターテレビ、パソコン、それから教材、ゲーム、歌、本、A L T は Assistant Language Teacher、J E T は The Japan Exchange and Teaching Programme、J E T プログラムは語学指導等を行う外国語青年招致事業ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 副議長（岡田 勇）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま廣尾議員よりいただきました学校給食費の補助についてのご質問にお答えさせていただきますと思ひます。広域連合を設立した趣旨につきましては、議員のご指摘のとおり、スケールメリットを活かしつつ、行財政の効率化を図ることであり、そのためには 3 町村が連携・協力しながらさまざまな取組を進めていくことが重要であると認識しているところであります。学校給食費の無償化につきましては、連合としましては、3 町村全体で取

り組むべきものと認識し、前回の定例会においても答弁いたしましたように、教育委員会とも検討を進めてきたところでもあります。相楽東部の明日を切り拓く人づくり、地域全体で子どもを育てるという教育上の意義のもと、あわせて急速に進む少子化の対応として子育て所帯への支援の拡充や保護者負担の軽減につながるという考えのもと、修学旅行費とあわせて30年度から無償化を実施することとし、本定例会に上程しております平成30年度当初予算の中に計上しているところでもありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上、廣尾議員からいただきました答弁とさせていただきます。

◎ 副議長（岡田 勇）

西村副連合長。

◎ 副連合長（西村 典夫）

笠置町におきましては、平成29年度子育て支援のさらなる拡充という意味を込めまして給食費の補助をしてまいってきたところでもあります。

◎ 副議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

廣尾議員の一般質問についてですが、答弁を求める者として教育長、教育次長があがっておりますが、まとめて教育長の方で答弁させていただきたいと思います。まず2つ目の質問、キャリア教育の推進についてお答えします。連合教育委員会におきましては学校教育の重点目標の4つ目、個性や能力を最大限に伸ばす教育の中にキャリア教育を位置付け、小中学校一貫のもと児童生徒の発達段階に即して具体的取組を進めております。キャリア教育の目標は人間としての在り方、生き方にかかわる指導を基盤として、望ましい職業観や勤労観を身に付け、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成することにあります。まず小学校における取組についてです。管内の各小学校では主に社会科、道徳科、総合的な学習の時間などを通して、働くことの意義やその大切さについて学んでおります。例えば6年生の「母の仕事」や「汗を流した1日」などは職業観の育成にふさわしい道徳教材です。また、特別活動もキャリア教育の一翼を担っています。児童はさまざまな学校行事を通して、勤労の尊さや生産の喜びを体得していきます。日ごろの清掃活動や学級園における栽培活動、地域に出かけるボランティア活動等の勤労体験学習もキャリア教育に欠かせない活動です。これらの学習を受けて、中学校では進路指導を含めた本格的なキャリア教育へとつながっていきます。教科等の学習では道徳科、学級活動や総合的な学習を通して、働くことの意義を理解したり、職業調べに取り組んだりしながら自らの進路について考え、その実現に向かいます。また、社会人や卒業生による講話、マナー講座、職業体験、企業訪問などを通して

生徒が主体的に社会に目を向けるよう仕掛けていきます。2年生が取り組む職業体験学習です。生徒は2日間にわたって自分が望んだ事業所を訪れ、そこで具体的な業務を体験します。主な訪問先としましては地元の保育園、デイサービスセンター、消防署、ガソリンスタンド、近隣のコンビニやスーパー、総合医療センターなどです。この取組は実に大きな学習効果をもたらせています。生徒自らが体験したい職場で学習することによって、その職業のこと、将来の進路の選択など真剣に考える機会となります。働くことの意義を再認識し、人として一回り成長して帰ってくる生徒もいます。事前準備としては事業所への訪問依頼と連絡、打合せ、当日の巡回指導、事後の交流会等、教師の負担が多いことは否めませんが、生徒は校外に出て教室では味わえない生活、職業体験をし、自らは小さな存在であるが大きな可能性を持っていることを実感しています。これは大変意義深いことと考えております。生徒数の減少により受け入れ先の選定、行き帰りの安全面等の配慮なども課題となっておりますが、これらを整理しながら今後も希望進路の実現につながる連合ならではの職場体験学習に取り組んでいきたいというふうに考えております。3つ目のご質問、小学校における外国語活動についてお答えします。議員ご指摘のとおり、このたびの小学校学習指導要領の改訂によって、5・6年生では外国語、すなわち英語が教科となり、70時間の授業が、また3・4年生は外国語活動として35時間の授業が組み込まれました。全面実施は32年度ですが、30・31年度の2年間が移行期間となっております。連合教育委員会では、これに先がけ、本年度の指導の重点として小学校における英語活動の充実と英語科への移行準備を掲げ、各校において具体的な取組を進めているところです。まずは来年度の移行期間における5・6年生の英語科の授業についてお答えします。授業は1年間50時間を予定しております。各校では文科省作成のテキストを主たる教材として、聞くこと、話すことを中心に、書くこと、読むことを加えて、現在、年間指導計画を作成中です。デジタル教材、CD等の音声教材や映像をはじめとする視聴覚教材、パソコン、情報通信ネットワークなどを有効活用し、児童の興味、関心を高め、指導の効率化や言語活動のさらなる充実を図っていききたいと考えております。英語教育におきましても連合ならではの取組を進めていきたいというふうに考えております。一つは3校に2名というネイティブスピーカー、すなわちALTが配置されているという恵まれた学習環境を十分に生かすことです。ALTによってネイティブ・イングリッシュに十分になれることはもちろんのこと、学級担任が中心となる授業づくりにもALTを積極的に関わらせます。アシスタントということですが、その域を超えて授業支援やティーム・ティーチングなどALTの一層の活用を図っていききたいというふうに考えております。2つ目は連合の目玉であります小中連携の視点から連合管内の中学校の英語教員を小学校に派遣して、指導体制の充実を図ることです。いわゆる専門職による出前授業の実施です。小中一貫性のある円滑な接続、ブレのない英語指導に大きな役割を果たしてくれるものと期待をしております。3つ目は英語に関する教員の指導力の向上です。連合教育委員会の主導のもと、小中一体となって授業研究会や研修会を開催し、指導内容、指導方法について検討・協議していく予定です。以上、この2年間にわたる移行期間に

において具体的取組を進める中で Plan・Do・Check・Act、いわゆるPDCAのサイクルを大事にしながら本格的実施に向かっていきたいと考えております。ご理解をよろしくお願いたします。

◎ 副議長（岡田 勇）

11 番、廣尾正男議員。

◎ 11 番（廣尾 正男）

西村副連合長にお聞きします。29 年度に一部地域でされたとなっておりますが、連合になったときの目的、趣旨を副連合長、お聞かせくださいませんか。

◎ 副議長（岡田 勇）

西村副連合長。

◎ 副連合長（西村 典夫）

連合が設立に至った経過はいろいろあろうかと思えます。第 1 番目に私もその時代、議員をさせていただいておりました。そのときに第一に言われたことは財源の削減をしていくということを第一に挙げられたと記憶しております。教育長が一人になることや教育委員会の方が削減していける、また共同でできる事業などが生まれるからそういうことを第一義的に提案されたと思っております。そういう経過を踏まえてこの連合の設立に至った。その後におきましてはまたそれだけにとどまらず、連合として取り組める事業が増えてきた、そのように認識しております。

◎ 副議長（岡田 勇）

西村副連合長、自席でこれから言ってください。自席、自席で答弁。

11 番廣尾正男議員。

◎ 11 番（廣尾 正男）

まず、これ連合になったのは、平成 20 年 9 月になったのです。そのときの趣旨は今ちょっとだけぼろっと言われましたが、財源の確保とそれともう一つ、先ほど連合長が言われましたように公平性ですね。公平性をやるということで始まったわけです。それが一部の地域で先行されるということは、例えば 3 人が座っていると、座っていて二人の人は自分の家から弁当を持ってきなさいと。真ん中の人はうちからの弁当を差し上げますと。こんなことはできないんですよ。そやからそういうことは連合としてなった以上はそういう趣旨を踏まえてやってもらいたいと。さしあたって 1 年ほど過ぎていますが、そういう目で今まではなっていないところはそういう感じになっていたわけです。せやからこれから 30 年以降はま

たお聞きしますが、連合として無償でしていくということでございますので、連合長さんがそういうお話をされて、これからやっていくということでございますので、その辺連合となったときのいきさつも考えてやってもろたらよかったと思いますが、1年間見て連合長がこれでは具合悪いということで皆さん、やりましょうかということになったと思いますが、その辺、連合長どうですか。

◎ 副議長（岡田 勇）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいまの廣尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。ご質問にもありましたようにこの連合行政、連合がゆえに充実させていく、そして地域の発展につながっていく、常にそういうこと連合ならではのやはり行政を進めていかなければならないのがこれが前提にたっております。そういう上において、この子育て対策、これは非常に今日的な連合の中でも重要な課題となっております。連合としても連合の施策として、これは議論を重ねてまいります。特に前定例会でもこの議会の中でも議論をいただいているわけでありまして。そういう観点の中で教育委員会と十分に協議をし、そうやって連合のならではの施策の一環として今回30年度から進めていくべく予算の中に計上させていただいて、こういうことでございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

◎ 副議長（岡田 勇）

11番、廣尾正男議員

◎ 11番（廣尾 正男）

今、連合長が言いましたように、今年度から実施されるということで全体で2,200万円の未来づくり交付金で、町村が半分負担するというので今年度はいけますが、31年度です、30年度はそれでいいですけど、31年度はその未来づくり交付金が、例えばなかったら各町村でずっと続けていくのか、そして未来づくり交付金がなかったら今年度で終わりののか、そこら辺、連合長お願いいたします。

◎ 副議長（岡田 勇）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えさせていただきます。今回のこの施策というかこれ修学旅行も含めてです。これ将来この広域連合は、例えば行政と一緒にやってきた中で大事であろう、こういう観点にたち

ました。財源がこうだからという観点じゃあなしに、先にどうあるべきかという観定の議論をさせていただいた。そうして進めていくべきやという判断になって予算を計上させていただきます。そのうちに今年度はその交付金があるという、これに左右された判断ではなく、やはり先ほども言いましたように今日的な、こういう子どもの子育てに対してもやはり対策というものを考えた上での施策でもありますので、当然財源があるからやるとか財源がないからやめときますという観点ではないということだけをご理解をいただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

◎ 副議長（岡田 勇）

11 番、廣尾正男議員。

◎ 11 番（廣尾 正男）

そうしたら、今の無償の学校給食に関しては今まであったけれども、連合として一致団結して 30 年度は未来づくり交付金をやって、そして 31 年度以降は未来づくり交付金がなかってもそれは現状として進んでいきますよ、こういうことですね。それはそんでありがたいと思ひますが、そういう方向で一つ、お祈ひしたいと思ひます。それではキャリア教育について教育長にお伺ひします。キャリア教育というのは非常に難しいことをごさひまして、小学生、それから中学生の進路指導もあります。こないだ少年の主張大会で私も聞いておりましたが「私は小学校の先生になりたいんや」、こういうふうにして発表された方が優秀な成績でということでお祈ひしていました。非常に子ども思ひの方で、もう小さいときからその目標に向かつてずばっと進んでおられる、その姿でお祈ひしていますと、やっぱり教育つちゅうのは大切なもんやと思ひて。せやから私も例えば、小学生のころ昔は国鉄言うて、鉄道で貨物列車とか気動車とかなかった、機関車で走った。そのときに駅長さんがタブレット持って「出発進行、ようし」と言うて、「線路状態、ようし」とこう言うて白い手袋をはめて帽子をかぶって、あのおとき私も「よし、わしは駅長になろう」そのときにそういうように感じて、将来設計を立てて勉強してきた。せやからまずはそれをしようと思ひたらどないしたらいいんやと。例えばそしたら今でしたら JR という試験を受けなあかん。そこに第 1 問題のパスを受けないかん。その次どうしたらいいんやというたらそういう営業方面に入っていかなあかん。それが一つのパターン、そんなことは小さいときはわからへんから、正しい目標、自分の目標としたら「これになりたいんや」ということで来ましたが、幸いにして最終的になれることはできましたけど、せやけどこないだ今ちょっとそれますが小学生の子がそんなことを言うてるんや。せやから教育長、一部の学校ではそういう人たちのプロを呼んできて、授業の一日の間にやっているんですわ。例えば私は医者になりたい、そういう生徒が、お医者さんの実際やっている先生を呼んできて、授業の一環としてやっているんですね。そして私は大工さんになりたい。大工さんの専門の若い子の指導者を呼んできて一日の何かの中で勉強しているんですよ。そういう学校もあるんです。せやけどうちの学校はそうい

うことを教育長、そういうことやっていますか。

◎ 副議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

一つは小学校・中学校でキャリア教育の中で大事なことを今議員さんおっしゃっていたように小学校のころから自分のよさ、自分の個性、これにまず気付かせるということは大事やと思います。それはいわゆる自己肯定観につながって、いわゆるそれから望ましい職業観・勤労観につながっていくとこういうふうに考えておりますので、根底のところの今言いました自己肯定観、このあたりのことを大事にしながらやっていきたいというのが一つです。今おっしゃったように人材活用につきましては小学校、中学校、いろいろな方に学校に来ていただいて、例えば農作業のこと、野菜作りの話とかいろいろなものに含めて、あるいは先ほども紹介しましたように中学校ではいわゆる卒業生ですね、卒業生に来てもらって、体験を聞くとか、というような取組もしております。いずれにしても人材活用というものは大事なということでキャリア教育する人材活用も大事だとしておりますので、これからも広げていきたいというふうに思っております。

◎ 副議長（岡田 勇）

11番、廣尾正男議員。持ち時間、あと5分です。

◎ 11番（廣尾 正男）

次にそういうことで進んでもらいたいと思います。外国語教育についてお伺いしますが、これから英語教育は小学生に導入されるというものですので、例えばCDとDVD、パソコン、それからテレビ、とこういう方向でテレビ、NHKを除くともう既に話すことができるんですわ。せやからそういう、社会の先生は英語は教えられないから今言われたように中学校の先生を小学校に持ってきて英語をするということは非常にええと思いますので、そういう方向で一つやってもらいたいということと、もう一つやっぱり外国からそういう先生を呼んで来て、そして国では普通交付税と言いまして、その先生を呼んでくるに対して、そのお金の補助がありますので、そういう金を使うてそういうキャリアウーマンの英語の先生を呼んでくるというふうなことも考えて、今後は実施してもらいたいと思いますのでその辺、教育長どうですか。

◎ 副議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

おっしゃったように一つはですね、実は先ほど言いました中学校から小学校に入ってくる小中連携の講師もそうなんですけど、あと、府を通じて、今各小学校に配置の要望が来ております。厳しい状況であるんですけど、これまで何とか連合の方にもらえないかということで、今の講師の方なんですけど、いわゆるネイティブスピーカーではないんですけどそういう形の取組を進めているところです。おっしゃるように、ただ日本で英語、小学校の場合は教科書だけではなかなかだと思えます。先ほども言いましたように視聴覚教材、文科省からもかなり出ておりますので、それを十分に活用しながら、いわゆるネイティブも含めて、生の英語に触れさせていきたいなと思っております。

◎ 副議長（岡田 勇）

11 番、廣尾正男議員。

◎ 11 番（廣尾 正男）

I can not speak English で、英語でようしゃべりませんよと、そういうでなしにして、やっぱりこれからちょっとそういう方向で少しでも進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上をもちまして、私の質問を終わります。

◎ 副議長（岡田 勇）

11 番、廣尾正男議員の質問が終了いたしました。これもちまして、議長の職を交代いたします。ご協力ありがとうございました。これより 10 分間休憩といたします。

（休憩 10：50～11：05）

◎ 議長（廣尾 正男）

それでは全員そろいましたので、休憩前に引き続き会議を再開します。次に、2 番、西岡良祐議員の発言を許します。

◎ 2 番（西岡 良祐）

2 番、西岡です。一般質問をいたします。2 項目について質問をさせていただきます。まず 1 項目といたしまして、1 番、相楽東部ごみ処理施策の方向性についてお伺いいたします。ごみ処理施設につきましては、ごみ処理検討委員会を発足し、平成 27 年 12 月に一応まとめを報告されました。それ以後について質問いたします。まず 1 点目、平成 28 年 2 月からまず地元地域への現状事前説明が必要とされ、交渉をされておりますがその後の進捗状況をお伺いしたいと思います。2 点目、クリーンセンター、地元地域との協定期限が後 1 年となりました。ごみ処理施策の結論をなす時期に来ているのではないかと思います。その点

はどうなっているのか、お伺いいたします。3点目、将来的に考えても広域処理が有利であり、一応報告書の中でも優位と報告されております。国やこの方針も広域処理の推進の方向であります。そういう中で相楽郡西部塵埃処理組合との交渉も正式に始まる時期に来ていと思いますが、その点はどうなっているのか、お伺いいたします。2項目め、京都府暫定登録文化財制度についてお伺いいたします。京都府では貴重な文化財の早期保護を図るため、平成29年4月から暫定登録文化財の制度を創設されました。これによりまして、笠置町におきましても2件の神社が登録されております。その点について以下2点ご質問いたします。東部連合として3町村共通の制度を検討されているわけでありまして、その制度内容はどのようなものになっているのか、お伺いしたいと思います。2点目、暫定登録されたことによるしほり等は発生しないのか、多分発生すると思いますが、また文化財所有者に対しまして府の保護条例や規定の説明をする必要があるのではないかと思います、その点についてお伺いいたします。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま西岡議員から相楽東部ごみ処理施策の方向性についてということでご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。平成31年度以降のごみ処理につきましては議員の皆様には大変ご心配をおかけしているところでありますが、現在の施設が平成30年度末で地元との公害防止協定で定められた20年という期限を迎えることから、まずは住民の方々のご理解により、これまで無事に運転を続けることができたということも踏まえ、この協定の内容は真摯に受けとめなければならないと考えているところであります。しかし、一方で一般廃棄物の処理は市町村が責任を持たなければならないという法律の趣旨、また、20年を超えても機能的には、まだ使用可能であることからすると、まずは、協定を締結している地元に対しては、延長をお願いする必要があることから、地元の和東町長として、役員の方にはお話しをしてきたところでもあります。その中で「現時点では話し合いは難しいので、待ってほしい」と言われているところでもあり、現在は交渉ができるタイミングを、さぐっている状況であります。また、新たな広域処理に向けても木津川市内に建設中の新しい焼却施設に入れていただけないかということにつきましても、地元との関係などの諸事情もあり、早期の実現には困難な状況ではありますが、できる限りのお願いはしているところではあります。仮に、平成30年度末までに、現在の施設での継続処理や新たな広域処理の枠組みが実現出来なかったとしても、ごみ処理が滞るという状況にはならないよう、交渉は続けつつ緊急避難的な対応のための準備をしておく必要があると考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお伺いいたします。以上、西岡議員からいただきましたご質問の答弁とさせていただきます。

◎ 議長（廣尾 正男）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

西岡議員より京都府暫定登録文化財制度について、二つのご質問をいただきましたが、先に二つ目のご質問の暫定登録文化財に関してお答えし、それを受けて一つ目のご質問の広域連合の対応についてお答えさせていただきたいと思っております。まずは京都府の暫定登録文化財制度についてです。文化財が国や府から指定・登録されるには、詳細な専門家による調査や検討が必要とされています。府の文化財におきましても調査結果がまとまり、さらには文化財の保護審査会を経て、ようやく指定・登録に至るところです。この間最短でも5年程度かかるというふうに言われております。このたび創設された府の暫定登録文化財制度は、将来、国指定や府指定・登録文化財になり得る可能性がある物について、担当職員や専門家を増員し、簡易な調査によってこの暫定登録文化財として登録するものです。自然災害や事故等による文化財の破損や劣化、散逸の危険性を防ぐために防災や修復への補助制度を設けて早期保護を図ろうという措置です。この制度は議員、ご指摘のように、平成29年度4月にスタートしまして、順次、暫定登録文化財としてリストアップされ、本年2月現在で府全体で1,016件が登録されたというふうに聞いております。このうち連合管内では笠置町で9件、南山城村では5件が登録されております。和束町については現在調査中とのことで、まだ暫定登録されているものはありませんが、作業が進んでいるとの報告を受けております。そこで二つ目のご質問、暫定登録に係る規定等についてですが、登録された場合、京都府暫定登録文化財に関する規則第10条に「所有者は条例、この規則及び教育委員会の指示に従い、府暫定登録文化財の管理に努めるものとする」と定められており、適正な管理の義務が求められています。また所有権の変更や修理、復旧等に関しましては、その方法や内容、是非について、府教育委員会より、府暫定登録文化財の保存のため必要な指導及び助言を受ける必要があります。そのほか、修繕等を行う際に必要な手続きにつきましても、届出などの方法によって規定されております。なお、暫定登録に際しましては、所有者に対して本制度の趣旨、規定、補助等について説明を行い、承諾をいただいた上で登録手続に入っております。もちろん事前調査は不可欠ですので、当連合教育委員会も府の文化財の調査に立ち合います。その際にも条例や規則等に係る留意事項についてご理解いただき、具体的事務を進めているところです。次に一つ目のご質問、府の暫定登録文化財制度を受けた広域連合の対応についてです。3町村のうち、連合設立以前に文化財に係る補助金を交付していたのは和束町で、現行の相楽東部広域連合文化財補助金交付要綱は、従来の和束町文化財補助金交付要綱をもとにしたものであって、和束町の文化財に対して適用する限定的な補助金交付要綱となっておりました。教育委員会では、このたび文化財の保存、修理にかかる費用について、所有者の負担軽減を図る府の暫定登録文化財制度を受けて、連合の文化財補助

金交付要綱について必要な改正を行いました。関係町村のご理解をいただき、連合管内の3町村にある文化財について適用範囲を広げようというものです。具体的には、笠置町、和束町及び南山城村の区域内に存する文化財の保護を図るため、所有者または管理団体が文化財の適切な保存のために実施する事業にかかる経費等について、国、府の補助を除いた額の2分の1を補助金として交付するというものです。管内の文化財を守り、次代に引き継ぐために大いに活用していただけたらと思っております。本年度より、和束町史編さん事業も始まりました。教育委員会としましても、今後も文化財愛護や郷土を愛する心の育成、文化財を次代に引き継ぐための普及啓発に一層努めていきたいと考えております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。一点目のごみ処理施設施策の方向性についてでありますけども、先ほどの連合長の答弁は、もう1年ほど前から言っておられることで、それは重々私たちも理解しているつもりであります。ところがね、もうあと1年ということになってきている今現在です。この一点目でお伺いした地元への事前説明ですね。この進捗状況、先ほどなんかうまくいってないとかいうことですが、これいつまで説明をね、やる腹づもりでおられるのか。その二番目のあと1年ということになってきている今現在、それでええのかどうか、その心配をしているんですよ。その辺について、ちょっとお伺いします。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいまいただきました、西岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。ちょうど今ごみの焼却施設の運転と、それと処理の仕方、搬送等も含めてですが、3年間という委託をしてきている、それがこのちょうど30年度、今言われたあと1年でこの期間が切れます。業者の選定を次にやっていかなければならないといけないわけですね。次、あとの3年。今度の業者というのは、うまく話がつけば今、西岡議員がご心配されております3月30日に終わり、4月から地元と話がつけばそれはそのままいけます。今度の業者というのは話がかからない場合があります。そのときには、緊急避難措置がとれる業者でなかったらだめになりますので。これからの募集は、話がかなければ、緊急避難措置をとれる業者選定の条件にする。といいますのは、先ほど申し上げましたように、地元との協定は、やはり今のままでいろいろとご苦勞をかけて、ご理解をいただいている、こういう観点から考えますと真摯に

受けとめております。だから丁寧に説明し、ご理解をいただく努力、1か月で終わるのか、1年かかるのか、2年かかるのか、これは別として話のつくまでこれは進めていかなければならない。それに答えられる状況の環境、それに答えられる業者が、今度の委託の前提になってまいります。本来、廃掃法から申し上げますと、町村と市、市町村と、よそへ持っていく場合でしたら、話をするのは法律の趣旨であります。しかし、現実問題では、何ぼ市長がうんと言ったかてお願いするところは民間施設。民間施設がうんと言わなければ、何ぼ市長とか相手の町長とかうん言うたかて、話まとまりません。一項目入ります。よろしいですけども、業者の了解を取ってください。こういうふうな。だから今私が東部にしているのは、そして業者がそういう話ができる業者を選定条件にして、全てそういう業者を選考するというのはこれからの1年に向けての大きな課題であります。このところ今、西岡議員は今質問の根底の中には、3月31日で1年で切れるさかいはやく話しつけてこい。こういうことです。ここは非常に相手のある話で、地元町長としてもこれまで協力していただいたところにはやっぱり丁寧に、丁寧に真摯に話をしていくというのが前提になっております。だからそういう中での話し合いがつかまでは、やっぱり緊急避難措置のとれる業者が今後の選考条件です。こういうことでこれからの選考にあたっていく。このように思っておりますので、ご理解の方よろしく願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）
2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）
今の話のね、ということはもうあれですか。ここで第1回目の報告の中でね、この4つの案が出てまして、これを、どれを選定していくかというようなことから次へ進んでいるわけですけども、もう既に今やったら緊急避難措置のこれ民間施設への処理委託という形のことを考えておられるんですか。

◎ 議長（廣尾 正男）
堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）
今、答弁させていただく中では、やはり地元の協定に基づいて20年間やってきましたから。これからももしあるとすれば、協定の延長というのですか、新たな話し合いをしないとイケません。新たな話し合いをする場合に相手がありますので、相手がちょうど3月31日。4月オーケーしてくれるかどうかというのは、今のところ私たちも確認つかめている状況ではありません。ただ緊急避難措置っていうのはできない場合も想定できますので、そのときには先ほどいわれる西部の塵芥処理もあります、含めてですね、広域行政にあります、い

ろいろな3つの町があります。そういった手法も含めて、何が妥当かということ踏まえてやっっていかなければならないわけで、そういった部分も含めてやはり民間にどうしてもゆだねるところが多くあるといいます。現実問題そういった手続になっている面が各、他の市町村も多いわけです。そういう方向に進めていくというのも一つの方法であるというように理解をしております。だから、これは非常に今よりか進めてきているなかでも、地元との話というのはそう簡単に解決いく問題ではなかろうかと。やはり先ほど、真摯、丁寧をお願いしていくつもりで臨んでいます。だから今日もお待ちくださいということであれば、お待ちさせていただいてということで、先ほど答弁させていただき、相手方との協議をさせていただき、まとめていくタイミングを見定めているところとご理解いただきたいと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。連合長おっしゃっているのはね、それ去年からもおっしゃっています。そやからこれね、28年2月からね、地元の現状説明をやるというてやっておられるんですよ。これそしたら何回交渉もたれたんですか。ほんで、何か聞いてるとやね、もう既に延長とかいうのは無理な状態になってきますわね。これあと1年という状態になってもこんな現状では。ということは、緊急避難でこの一番最後の民間施設との処理委託というところをいくような感じでこの交渉もやっておられるんです。この交渉は来年の3月31日まで続けて、それでもあかんかったらもう緊急避難の措置でいくと。そういう腹づもりなんですか。その辺をはっきり言うてくださいよ。我々心配しとるわけですよ、これ。来年の3月31日はどうなるのかね。それやったらそれでいくというていう方針を立ててんやったら、それを我々に住民も全部理解できるように説明してください。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えをさせていただきます。これはやはり住民の皆さん、地元業者そして施設のある地域、そうやって道路を通っている施設、そうやって周辺地域、多くあります。それ全部協定を結んで進めているわけです。これを全て真摯に受けとめていこうということであれば、はっきり言って時間がかかるというふうに捉えるのが順当かということよりも、そういう状況というのは確率が高いのかなと受け止めております。だから私どもは先ほど答弁させていただきましたように交渉を続けつつ、緊急避難的な対応のための当然こういった準備もして進めていかなければならないという答弁をさせていただいております。だから、もう

これはもう先ほど緊急避難というのは、これは緊急避難措置ですから、当面やっぱり相手ある、住民の方に状況を見て、はい停止ですは、もうよろしいですわみたいな感じじゃなしに、やっぱり丁寧をお願いをしていくという姿勢が前提にあります。それがとれなければ、用意しておかなければならないということで、しかし私たちの心は、議員さんの皆さん方と非常に期間的に客観的に非常に難しい状況にあるというのは事実であります。そういうことを踏まえて。もう相手がありますので、もうよろしいですわ。もういきますわということはなかなか言えないでおりますけれども、これはあくまでも緊急避難措置として、やっぱりとれることを十分準備しといて、そうやって住民に先ほど申しあげましたように丁寧に、親切に、そしていろいろ各区もたくさんまざっております。どういう話し合いをしていくか。まずは周辺というより、施設をお願いしている下島区の、皆さんと先話をしていくべきだということで、区長さん、役員さんとも、町長としてもお話をきて、聞いておりますのは公害も出ず、今までやってきていただいた、ということには評価といいますか、これについてはありがたくという言葉をしていただいております。そういう前提について私は地元の業者と話を続けていきたい。新しく新規になれば、新しい役員も変わりますので、再度協議でそういったものを進めていきたいと思っております。なおかつ進めたかっていって、今、西岡議員がご質問いただいておりますように、1年間で話がつくかということでは非常にこれもやはり真摯に対応しているという前提の中では、なかなか難解なものであるというように思っております。そういう意味で今、緊急避難措置を十分踏まえてやっているということでご理解ください。

◎ 議長（廣尾 正男）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。連合長のおっしゃっていることは重々わかっていますよ。それは2年前からそう言っているわけですよ。だから私は来年の3月31日になったときに、どういう腹づもりでやっておられるのか、そこを聞いているんです。ほんで、交渉をやっているって言うているけど、先ほども言うた、何回どういう交渉を何回もたれて、その結果どうなっているんです。それを言うてくださいよ。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

今のさっき交渉の経過を今質問されているわけですね。その経過については、交渉事、それは真摯であって、やはりこういったものを丁寧にに対応しているということですから。こう

いう議会の場で公開して、公言していくという立場では、もう少しそれは地元町長と対応している。もしくは3町村が合同でやる場合にはそういう対応はできるだろうというように思っております。それとはっきり言うてくれということであれば、はっきり先ほどのことにもう少し意味として申し上げてなかったですけれども、はっきり今もう今となったら、緊急避難措置をとれる業者を選定しないといけない。このいうことで。そのときは広域も含めてね、広域行政も西部も皆含めて。あらゆる緊急避難をとれる業者をこういうような選定をしていなければならない。こういうことではっきりしてくれというんだったら、はっきりいうなら、そういうことだと思います。そうやって一生懸命、一方では努力してまいると。こういうのはっきりとした答弁はないと思いますが。ご理解の方よろしく申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

一般質問の持ち時間は残り5分です。2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

これ何回聞いても同じ答えしかこないと思いますけど、私ら来年の3月31日になったときにどうなるのかを心配しとるんですよ。心配がないんやったらそれでやってもうたら結構ですよ。せやけど、どうなるのか。今見てたら、緊急措置に走らざるを得ませんわね。それで、もういくんやというんやったら、それでいかはったらええけどもね。それやったら、あとまたこの検討結果が出たときのようにね、長期的な展望は立てられないという問題とかもいろいろ出てくるんで。ほんならこの第1段階でやったね、この検討委員会を出したこれは何なんですか。これ。そんなんやったら、それ出さんでももう今言うてはることやったらそのとおりのことをできるわけじゃないですか。その辺もうちょっとね、考えて。真摯に、真摯におっしゃっているけども。そら当然ですよ、真摯に説明するのは。せやけど、2年前からこれやっていてね、全然前へ進んでないのはどういうことなんですか。回数ぐらいは何回交渉やらはった。回数ぐらいは言ってください。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

今のこの協議会で4つの案が出ております。今のところの延長の話。それとよその市町村にお願いすること。それと現状で資源化はかると。だから、これをこれから、ちょっと待つてください。これをこれからやっといこうということを考えていく。すぐよそへ持っていくというのはなかなかいけない。そういうよそへ持っていくという措置も含めて緊急避難措置ですよ。その4つの手法を入れての緊急避難措置ですのでご理解いただきたい。

◎ 議長（廣尾 正男）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

こんな答弁何ぼ聞いても一緒やから。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

こんな質問、何ぼ聞いても一緒や。

◎ 2番（西岡 良祐）

わかってへんがな、全然。他の副連合長はどういう意見ですか。ちょっと聞かせてください。

◎ 議長（廣尾 正男）

手中副連合長。

◎ 広域副連合長（手仲 圓容）

あの、西岡議員が心配されているのを我々も同じでございますし。来年の3月31日、4月1日からごみが滞っては、つまらんということは考えている。ですから、そういうことは、その段階で交渉がまとまっていないときには緊急避難をやらざるを得ないというその道は探っております。で、その間にじゃ、その施設をやめてもっていくという話もできません。相手があることだからできません、裁判があるから、その施設をやめますということにはなりません。この施設は、やっぱり20年で耐用年数が切れるのではなくて、20年というのは地元との協定が切れるという話ですから、地元には20年という約束やけど、もうちょっと使いたいという話も、これからやっていかなあかんねけども、相手がありますのでなかなかこれは町長も苦労をされております。この交渉は期限くるまでにするのが本当やけど、期限、来てからでもやらんとしゃないな、と思っています。今連合長が言われたこれは三人同じ考え方にもっていますけど、一つはまず、今、裁判がある、結審していない。ですから、裁判の相手方はもう終わりやないか。終わりやったらそんなもう補償いらんやないかと突っ込んできて。でもせやないですよね。あの施設を作ったということは、ここでごみ処理をするということで、3町村が施設をつくったわけですから。地元との話し合いができなくても、ここでやるということを決めとかんかったら、これは前へ進みません。ですからそれはやろうとしているんですが、相手もある。裁判もある。西部塵芥はオープンしていない。そういうような状況で、まだ方向性、まだ、決められないというような状況では、今堀連合長言われたように3月、4月1日からは、来年4月1日からは緊急避難を想定しながら交渉を進めていかな。しゃあないわ。というような現況でございます。私は堀町長と同じ認識でおりま

す。

◎ 議長（廣尾 正男）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

そういう方向でね、固まってんねんやったらええけども、私はその事前説明のね、交渉が全然進んでいないの違うかいうて聞いてるわけですよ。せやから今副連合長がおっしゃったようなことやったらそら裁判のこともあるし、問題があるのはわかっていますよ、私も。ほんで、ということはね、現センターのこの処理の継続という案になるわけですよ。今一番ベターなところは。それやったらそういうことになるんで、この緊急避難でとりあえずそれまでの間は逃げていきたいというような答弁をされんねやったらええけど、連合長は今まで真摯にやってる、やってる。せやけど、地元との交渉はうまくいっていないということばかりなんです。せやからそういうことも聞いて、連合としての腹づもりはこれ今となってきたら、これ緊急措置でいくしか方法はないんですよ、これは。せやからそういう説明をしてもらったら、納得できますけどね。ただ真摯にやってきている。ほんでその中身がどうなっているのかわからん。どういう交渉をされているのかわからん。そういうことで心配してるわけですよ。せやからそのとおり、大体わかったけども。何で私ここまで言うかいうたらね、それを心配してるわけです。私、議長のときに、府政懇談会でも知事に連合のことで私はお願いした件もあるんですよ。このごみ処理の件について。このときもね、知事のお話では相楽はやっぱり一体でそういう広域的なごみ処理の問題についてはやっぱり広域で考えていくのがベターやということで、相楽の中で一応相談してやってくれと。その中で問題があるんやったら私に言うてきてくれと。そのときは一応協力、意見、指導させてもらうということもいただいているんですよ。だからそういうふうに進めてください。それからもう時間。

◎ 議長（廣尾 正男）

西岡議員の持ち時間は終了しましたので。

◎ 2番（西岡 良祐）

言わせてもらえませんか。

◎ 議長（廣尾 正男）

03分で終わりましたので、ちょっと超過していますので、終わらせて。

◎ 2番（西岡 良祐）

暫定文化財のやつだけ、ちょっとお願いだけしときたいです。よろしい。

◎ 議長（廣尾 正男）

2番議員の西岡議員、端的にお願いします。

◎ 2番（西岡 良祐）

3町村共通の制度等をつくってくれはるいうことでそれはありがたいと思うんですけど、一つだけ聞いときたいんですけど、これ一応保護制度になっていますんでね、負担金が出るんですね。これは府からの負担金と、3町村からの負担金。町になるのかわかりませんが、そういう制度になるんですか。というのはね、我々この神社については伊勢神宮とかと同じようにね、20年に一回式年事業をやとるんですよ。そういうときには一応全部今寄付金とかを集めてやらんとできないようなことで、そういうときにも補助金として出るようになると思うんですけどね。それは府の補助と町の補助というのも両方出るような形になるんですか。その一点だけちょっとお伺いしたいです。

◎ 議長（廣尾 正男）

時間がもう経過しとりますので、まだこの辺で終わりますので、後ほどその答弁は直接お答え願いたいと思います。2番議員、2番、西岡議員の質問時間は終わります。続きまして、4番、藤井清隆議員の発言を許します。

◎ 4番（藤井 清隆）

議長のお許しが出ましたので、一般質問させていただきます。まず生ごみ資源化について。日本の常識は世界の非常識という言葉が以前はやりましたが、今やごみ焼却は世界の非常識となっております。なかんずく、水分を多く含んだごみを燃やすのはエネルギーの浪費であり、お金の無駄遣いであります。生ごみは大切なリサイクル資源であり、有機ごみとして別に収集し、堆肥化したり、メタンガス化して発電利用するなど循環サイクルへと臨むべきものと考えます。我が国は2050年CO₂の80%削減を公約しながら、今だにごみ焼却を推進し続けております。このような国の誤った政策に屈することなく、自然を大切に、地域の風土を守る資源循環政策にぜひとも転換願いたいと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。次に西岡議員の先ほどの質問とも一部重なるところもあると思うんですけども、業者委託について。今般の焼却場が契約期限を迎えるという問題につきまして、当面の問題といたしまして、処理場契約終了後、業者委託するにせよ、一時避難措置として位置づけられるため、それ以後の計画について伺いたい。なお、これに関連して、5年ごとに発表が義務づけられているところの一般廃棄物処理計画について策定されているのかどうかをお伺いいたします。また委託に出せば手数料が発生するわけですが、やはり処理費用削減させるため、どのような施策を計画されているのかお伺いいたします。またごみ処理のための生ご

みの水切りかごなどの導入などを検討されてはいかがでしょうか。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま藤井議員からいただきました生ごみの資源化について、そして業者委託についていただきました。この二問につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。生ごみにつきましては現在可燃ごみとして収集し、焼却処分をしておりますが、約半分を水分で占められていることから、ごみの減量化や焼却の効率化を進めるために、住民の方々には十分に水切りをして出していただくようお願いをしているところであります。また構成町村においては、家庭用の生ごみ堆肥化容器などの設置に対する補助を行うことなど、生ごみの減量化、再資源化に取り組まれております。ごみの減量化、排出抑制、再資源化については連合と構成町村とが連携しながら取り組むべき課題であり、生ごみの再資源化についてもまずは水切りなどの取組を十分に浸透させるなど、現代の対策をしっかりと行った上で、ご指摘がありましたような堆肥化やバイオガス発電などの再資源化システムの構築も含め、連合と3町村、場合によってはさらに広域的な枠組みの中で検討すべきものであると考えているところであります。次に業者委託についてを議題にいただきました。次に地元との公害防止協定で定められた稼働期間を経過後に緊急避難的な対応をとった場合であります。先ほど西岡議員のご質問にもお答えしましたとおり、これはあくまで一般廃棄物の処理は市町村が責任をもたなければならないという原則を果たせるまでの一時的なものであると認識しており、地元の了解が前提となるが、現在施設の延長、あるいは新たな広域処理体制の構築を進めていくことになると考えているところであります。これに今進めているところであります。そういう意味でありまして、先ほども具体的ななどという体制で何回かということではありますが、これも相手とのある話、慎重に真摯に現在対応を進めておる、こういう状況であります。その他の質問につきましては、担当課長からお答えをさせていただきたいと思えます。藤井議員からのご質問にお答えをさせていただきました。ありがとうございました。

◎ 議長（廣尾 正男）

事務局長、環境課長。

◎ 環境課長（山本 毅志）

それでは藤井議員の質問にお答えをさせていただきます。相楽東部地域を計画区域としました一般廃棄物処理基本計画につきましては、平成15年に策定をされ、相楽東部塵芥処理組合、廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき告示がなされたところでございます。

この計画は国の指針等によりますと、10年から15年の目標を年次として、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている主条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされておりまして、現在、構成町村の担当者から見直しに向けて作業を進めているところでございます。次に処理費用の削減の対策につきましては、緊急的な措置として、ごみ焼却を民間に委託することによりまして、単純にみましたら焼却にかかる経費などが不要になるため、全体としては費用は削減されるということが想定はされます。しかし、ごみの減量化、排出抑制、再資源化は継続して取り組んでいく課題でありますので、平成27年度にごみ処理検討委員会でごみ処理の方向性についての検討結果と合わせまして、ごみ減量化対策に関する提言がまとめられたところでありまして、これらを踏まえて一般廃棄物処理基本計画の中で検討してまいりたいと考えております。生ごみにつきましても、先ほどの連合長の答弁にもありましたように、水切りの徹底を広報紙などを通じて住民の方にはお願いをしているところでありますが、先ほど言いました一般廃棄物処理基本計画の見直しの中で対策につきまして町村とともに検討してまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村副広域連合長。

◎ 副広域連合長（西村 典夫）

藤井議員が質問されました生ごみの資源化につきましては、思いは同じでございます。CO₂の削減やクリーンな社会を後の世代に残していく、これが私たちの使命でございます。そういうことがいつできるかでございますが、すぐにはそういう取組は不可能だと考えております。今の私たちができることはかなりのごみ削減化、徹底的にごみを減らしていく。そういう取組ができるように考えております。構成団体の1町村3町村としましてもこれらの減量化につきまして力強く取り組んでいきたいとそうように考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

手仲副広域連合長。

◎ 副広域連合長（手仲 圓容）

連合長、副連合長ということで、副連合長の考えを連合長が代表しておっしゃったわけですが、改めてご指名でございますので、ごみ減量化につきましては、それぞれの町村で取り組んでいる現状でございます。ですから過日の検討委員会の提言にもよりまして、ごみ減量化を進めるということになっておりますので、3町村が足並みをそろえる必要があるのではなかろうかというふうに思います。それぞれの町村の経過、環境も生い立ちも違いますので、なかなか一本化は難しいとは思いますが、村は生ごみ処理機の補助、あるいはコ

ンポストといわれる堆肥化するものの補助金をアップして取り組んでおります。それはどちらかというと農業地帯等もございますので、そういうことがやりやすいということもありますけれども、笠置町さんなんかは農地が少ないということで、なかなか一本化しようと思ってもなかなか難しい問題があるかと思えますけれども。まずはごみを減量していくということが大事な取組だと思っております。一挙に燃やさなくて、堆肥化するかガス化ということになると、また大きな費用がかかりますので、今のところはそれは考えておりませんが、それぞれの町村のごみ減量化に向けて取り組む必要があるというふうに認識をいたしておるところでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

4番、藤井議員。

◎ 4番（藤井 清隆）

今ご意見伺いまして、減量化する、減量化するとかよく聞く常套句ですけども。やはりですね、我々は地域に住んでるわけですけど、やはりこれは世界市民でもあるわけですよ。常に世界の中の我々自身ということ、市民ということを考えなくてはならない。それ日本の事情というのはいかに特殊なものであるのかということですが、今焼却場、ごみを燃やすということはですね、日本は突出してしまっていてね、大体もう7割、8割ですね、78%と言われております、焼却率が。ほかの国を見ますと、全部50%以下でほとんど、1か国あるぐらいでほとんど燃やしているところはものすごく少ないです。世界の3分の2の焼却場が日本に集中していると。これが現実なんです。全世界の3分の2ですからね。これはやはり何といたってもそれはもともとね、ごみを燃やすというのは明治だいたい明治期ですね、明治時期のときに不衛生な時代だったもので、ごみにも水道にも、コレラ、ペストなどの伝染病が何ていうのか、はやりましてね。これで何人もの多くの人死んだりとか、そういう不衛生な状態が続きました。それでごみは何でも燃やしてしまえということで燃やすようになったんですが、それをずっとあおりで継続してそれを改めないままね、ずっときてるわけです。やはりですね、こういう状況というのは異常ですし、燃やす技術はそれはできたかもわかりませんが、燃やすことによってね、大変な排熱、熱も出るし、有害物質が出ます。それをいろいろ化学的に抑えているということは出てくるかもしれませんが、これはやはり薄くですね、やはり幾ら取り除きましてもですね、やはり薄く拡散していくものですし。また二酸化炭素の排出にもつながる。費用がすごいですよね、やはり。先ほどその施設をつくるのが費用がかかると、循環施設ですね、ごみの生ごみの循環施設は高くつくということはそれは施設をつくるのはもちろんお金はもちろんかかりますけどね、やはり長期的にも見まして、維持費その他ですね、全然費用としては安いです。というより、焼却自体がね、やはり異常なことです。水分の多いものを燃やすということ。その中のその資源の無駄遣いなんです。実は実際はですね、有機ごみですよ。生ごみ、生ごみいってますけどね。有機ごみという

のはこのあれなんです。やっぱり微生物によって分解をうけて、たい肥化なり、液肥化なりしますとね、これは自然に帰っていくものであるし、迷惑なごみではないわけです。これは資源なんですよ。だからこれは循環させるべきではありましてね、そういう大きなやっぱりところからやっぱりまず理念から入らないと。どこもやってるようなやり方をどこもやってるのがどこが悪いんやという格好でね、減らしますとか、ごみを減らしますとかいって答えていらっしやいますけども、やはりそれでは進まないです。やはり何ていうかね、こういう一つのもう焼却場は期限を迎えているのは一つの区切りでもありますしね、やはりこの際ですね、ここは有機化の方をですね、これを進めていただきたいと。有機といいましても、ただちに何ていうかね、工場、施設をつくって、できるかというところでもない。だから小規模なところからでもこれをやるということですね、それが大事かなと思います。やっているとところはね、いろいろあるんですけど。福岡の大木町というところはね、生ごみ、し尿処理とか汚泥なんかも一緒にして、たい肥化、それから液肥ですね、液肥とったりですね、発電したりとかそういうのをやっています。これ有名なところで、これは全国から毎年3,500人ほども見学に来ると。そういうところですよ。あと上勝町ですね、徳島の有名なところ。これも資源化、分別徹底して、全然燃やすようなものを出さないというところまで徹底しています。現に減量するというのを徹底してね、減量すれば燃やすものはごく限られたものしかないと思います。あとは横浜市の方でも7つぐらいですね、焼却場があったんですけど、中田市長、当時ですね、が新しい方針を掲げまして4つに減らす。それも循環施設ですよ。それをつくった、循環というかたい肥化したりとかそういうのもやっています。鹿児島志布志とかいろいろ。そういうところもあるんですけど、今いったように、大半はまだ燃やしていると、そういうことなんです。だから何でも国というのはね、広域化しろとか先ほどの話ではないですけども、広域化ということをするんですよ。規模を大きくしてコストは下げろとか。広域化したらいいとかいうんですけど、無駄が多いんですよ、やはり。むしろごみというのはね、やはり自前でまず自分で処理できるものはすると。それが肝心なことだと思います。東部連合でですね、平成22年のこの廃棄物処理及び清掃に関する規定の中にですね、第4条にですね、関係する町村での義務としてですね、生活環境の、保全上ですね、生活環境の保全上、支障のない方法で処分することのできる一般廃棄物はなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しがたいものは一般廃棄物として出されたいと。様式にのっとりね、連合の様式にのっとり出してくれということになっています。つまりやはりこれは自分でできる処理、できるものはまずやって、それをやはりできるだけ小規模の形でたい肥化のコンポストもありますしね。そういったこと。自分のできる手前の小さいことからやっていって、やはりそれを積み重ねていくことで、これに対応する施設、焼却がいらなくなるということがあると思うんですよ。だからやっぱり何か最初から地方創生やらなあかんから、広域でやらんとあかんからというのでやるのはどうしても無駄が多いです。やはり。だからやっぱりこれは我々の自然の身の丈でやっていかんといかんことなんですよ。特にごみの始末なんかは。ということなんですよ。ですから、これはぜひですね、一

遍にいかんでも小規模のところからですね、やっていって、徐々に実績をあげていくということが大事だと思います。そういうことなんで、これについてはですね、もう少し前向きにですね、循環を別に否定していないとは思いますが、なかなか取り込むね、きっかけがですね、結構ないと思うんですよ。韓国なんかでもね、実はほとんど資源化してるんです。ここはね、海岸にね、ごみを埋め立てとかやってたんですよ。そういうのをやるとメタンガスが発生して非常に周囲の人がいろいろね、住民の反対もあってできなくなった。それで燃やすんじゃなくて資源化するというので、90%以上資源化生ごみやっています。だからそれはそういうきっかけがあったということもあるんですけどね、やはりだからこういうのをとらえてもらってね、単に燃やすだけじゃなくて、やっぱりこのね、有効活用というのはね、これは施設もね、循環施設というのもこれは迷惑施設じゃなくてね、これは喜ばれる施設なんです。資源化する。液肥をつくれればね、田んぼとかそういうところにね、野菜部分にも使えると。活用もできるし。ということでね、これやっぱりあれですね、そういうところから。もちろんいろいろ、実践するにはそれはお金もかかることで、今すぐにはできないんですけど。いろいろ協力とか住民のね、理解も協力も必要なんで。ですけど、やはり徐々にね、そういう方向でかじをきってもらいたいという、伝えておきます。これについてはちょっと決意のほどをもう一度お聞かせ願いますかね。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま藤井議員からいただきましたご質問にお答えさせていただきます。私も先ほどそれぞれ答弁させていただきました、再資源化を含むそういった構築、システムの構築化に向けて、やっぱり進めていくという前提にたっております。そしてそれぞれの町村において先ほどの何とかごみを減らそうと、焼却分を減らそうということでそれぞれの施策をうっているところで、そういう意味でおきましては、今藤井議員がお話されている内容と同じ考えであることをまず申し上げさせていただきますと思います。当然、先ほどの何回もでておりました提言の中にもあります。計画の中にも推進、最小限に燃やすとを減らしていこうということもうたわれております。小さな小規模町村でもあります上勝町で、本当にこう再資源化、相当たくさん分別されてちょっと燃やすのをやっておられないところもあると思いますので、そういう先進事例も見習いながら、今後私どもはそういう方向へ向けて努力していくべきだというふうに思っております。それに一番大事なことは、やはり行政だけでは進められる問題ではありません。住民のご協力、協働して取り組んでおられる。すべて先進事例は住民の協力いただきながら取り組んでおられるという前提もあります。そういったことも含めながら、今後このごみ業行政については私どもの連合とそれぞれの町村が連携して取り組んでまいりたい。このように思っておりますけれども、そういった意思を

含めて答弁とさせていただきます。

◎ 議長（廣尾 正男）

4番、藤井議員。

◎ 4番（藤井 清隆）

意見いただきまして。循環のことをやるにはね、やはり資源というかお金ももちろんかかるんですけど、これは行政の体制もね、やはり変化させないといけないです。あれだけじゃなくて、生ごみだけじゃなくて、し尿であったり、この下水道汚泥ですよ。こちらの方も資源化できますので、そういったものもですね、含んで廃棄物総合ですね。そのためにはやっぱり行政の枠組みもね、振興ですよ、下水道課とかその農振ですかね、そういうものが枠を超えて循環型のね、一つ枠組みをですね、それをつくらなくちゃいかんということもあります。それがやはりこういう地域でですね、やはり地域おこしということで今いろいろ行われているわけですけども、やはり一つでもお茶とかでももちろん有名で皆どうやってるんですかとかということをやっているんですけども、やはり一つはこういうものを聞いてですね、視察に行くとかいうことをですね。観光なんかもお茶の観光といってもお茶は生業であるね、単に見せものはありませんのでね。そういうのは割と観光化しにくいかなとは思ってますね。こういうのでしたらね、やはりどこの市町村でも来てね、やはり視察とかいうことで訪れますので、やはりこれは人の交流ということにもなります。

◎ 議長（廣尾 正男）

藤井議員の一般質問持ち時間は残り5分です。

◎ 4番（藤井 清隆）

また、あの都市と農村の交流ですよ、やはり。ということにもなりますし、液肥とかこの利用に関しましてもね、やはり役場の体制を変えなきゃならないということもあるし、それから液肥をもっていこうと思ったらね、農家の利用が促されなければなりませんので、これの説明であるとかですね、この施設自体は非常に何ていうのかね、やはり雇用とか、やはりこの資源、またお金を生み出す施設です。はっきり言って。ただ単に嫌われるだけのね、焼却場との大きな違いはね、焼却場はやはり嫌われてますよ。やはり実際には。

◎ 議長（廣尾 正男）

藤井議員、質問をちょっと少し端的に。端的にお願いします。

◎ 4番（藤井 清隆）

はいはいはい。それとね、もう一つそしたら一般廃棄物処理計画についての現在策定中と

ということですね、何かあったときにですね、何か変更、大きな変更があったときに、見直すということをおっしゃってましたよね。それについてどういうふうに検討中なのかというかね、策定されているのかということではちょっと。今現在ね。

◎ 議長（廣尾 正男）
事務局長。

◎ 事務局長（山本 毅志）

一般廃棄物の処理基本計画につきましては、先ほど答弁いたしましたように平成15年から策定されております。一応計画期間が10年という形になっておりまして、計画期間自体は終了いたしております。その後の新たなものをつくるということで現在検討進めているところでございますけれども、先ほどからの、今後のごみ処理の方向というか、施設がどうなるかということもありますので、そういったところがある程度はつきりしないと計画自体がちょっときちとしたものがないところがあるんですけども、だからごみの減量化についてという先ほどからおっしゃっていただいているようなごみの減量化の対策をどうするかとか、そういったところについては検討を始めたところでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）
4番、藤井議員。

◎ 4番（藤井 清隆）

それからもう一つね、廃棄物会計というのがあるんですけども。これについては出されたことはあるんですかね。

◎ 議長（廣尾 正男）
事務局長。

◎ 事務局長（山本 毅志）

特には考えておりません。この計画の中にということでございますね。

◎ 4番（藤井 清隆）

いや、そういうことじゃなくて。どういうふうに進めてるんですか。会計計画、そういう前々から高い。

◎ 議長（廣尾 正男）

4番、藤井議員、ちょっと立って言うてくださいよ。

◎ 4番（藤井 清隆）

廃棄物会計っていうのがあるんですけどね。

◎ 議長（廣尾 正男）

事務局長。

◎ 事務局長（山本 毅志）

恐れ入ります。勉強不足です。特に認識しておりません。

◎ 議長（廣尾 正男）

4番、藤井議員の持ち時間はこれで終了します。これで一般質問は終わります。日程第6、議案第1号、平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第3号について議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第1号、平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第3号についてご提案を申し上げます。歳入歳出予算の総額9億191万1,000円に、歳入歳出それぞれ590万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億781万5,000円とするものでございます。今回の補正は、構成町村からの派遣職員にかかる人件費が人勧等により増減したこと。不燃物ごみの処理に要する経費が増加したこと。新入学時児童生徒への就学援助費が増額したことなどにより補正するものでございます。また合わせまして、笠置小学校のり面保護対策事業にかかる経費につきまして、繰越明許費を設定するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

それでは議案第1号、平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第3号についてご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。先ほど連合長の提案理由でもございましたが、今回の補正につきましては、第1条にございまして、590万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億781万5,000円とするものでございます。合わせて第2条に繰越明許費にかかる条項を追加しております。この第2表繰越明許費につきましては、予算書の6ページをお願いいたします。こちらにございまして、笠置小学校のり面保護対策事業の685万6,000円を繰り越すものでございます。それでは歳入

からご説明を申し上げます。予算書の12ページ、13ページをご覧ください。各町村からの負担金で、150万8,000円、衛生費での歳出にかかる分担金といたしまして、439万6,000円を追加しております。町村ごとの内訳は、13ページの説明欄のとおりでございますが、合わせてお配りをしております資料の1ページ、こちらの方にも歳出予算科目ごとの内訳を掲載しておりますので合わせてご確認をお願いいたします。続きまして歳出予算のご説明を申し上げます。予算書の14ページ以降になります。まず各予算科目のうち、19節の負担金、補助及び交付金に計上しておりますものが、先ほどの提案理由にございましたとおり、人事院勧告などによりまして、構成町村からの派遣職員にかかる人件費が増減したものでございます。それぞれの内訳につきましては、各町村からご報告をいただいた内容となっております。その他につきましては、まず3款の民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の報償費の方で6万円の増額を計上させていただいております。こちらは障がい者基本計画の見直しに係る障がい者自立支援協議会、こちらの開催に伴います委員謝金でございます。次に4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費では、439万6,000円の増額をお願いしております。内訳といたしましては、予算書の15ページと資料の方では3ページになりますが、こちらにございますとおり、ごみ焼却に伴います燃料使用料、これはごみの持ち込み料の減少に伴いまして、こういったものの使用料の方も減少しておりますので、事業費の方では120万円の減額と粗大ごみの増加に伴う処理費といたしまして、委託料では559万6,000円を増額するものでございます。続いて5款の教育費では2項小学校費、6目の南山城小学校教育振興費と予算書の方では次の16ページになりますが、一番上でございます、3項中学校費の3目笠置中学校教育振興費では新入学児童生徒の学用品費の入学前支給に要する費用としてそれぞれ扶助費で4万1,000円と9万5,000円を計上しております。次に同じく教育費の4項社会教育費、1目社会教育総務費で10万6,000円の増額をお願いしております。こちらは嘱託職員の基本給の単価改定に伴いまして、不足する職員手当等6万4,000円と共済費で社会保険料等の不足分4万2,000円を計上させていただいております。以上、簡単ではございますが、説明の方を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

◎ 9番（奥森 由治）

はい、議長。

◎ 議長（廣尾 正男）

奥森議員。

◎ 9番（奥森 由治）

予算書の6ページ、繰越明許についてであります。回数が制限されていますので、一気に何問も質問しますので、控えてもらえます。まず設定された工期は。次に当然同意を得なければ工事発注というのはできないと理解をするんですけども、工事発注をされているというふうに理解をするとこれ同意がどういう状態であったのかということ。2点目。それと今現在、どういう状況であるのか。以上、3点お伺いをします。

◎ 議長（廣尾 正男）

はい、竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

失礼いたします。工期につきましては、昨年の11月24日から今年3月26日までを工期とさせていただいております。もう一度申し上げます。工期につきましては、11月の24日から3月26日までを工期とさせていただいております。工事の地権者との同意関係ですけども、5月に入りまして詳細設計を発注し、そして、7月の段階で隣接土地の土地利用をお借りしないといけないということがわかってきましたので、7月に土地隣接者と立ち会いを行いまして、土地利用の協力を求めました。そして本人さん、地権者の方も承諾をいただいております。そして工事、入札後工事業者と合わせて地権者と立ち会いをお願いした段階で、地権者の方がちょっとケガをされているということで現場立ち会いができないということで、工事がちょっと着手できておられない状況でございます。以上です。現在はまだ地権者さんと立ち会いの日程調整等を進めさせていただいている状況でございます。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

奥森議員。

◎ 9番（奥森 由治）

今、工期の話がありました。11月からってということもありますし、それと7月ですか。一回立ち合いをして同意を得たというふうにご説明があったんですけども、その立ち合いをして、了解を得て、承諾を得たというふうにご説明があったんですけども、まだそれ工事発注後に立ち合いが必要であるのかどうか。同意を得たから発注したのであれば、当然同意を得たんやから工事着工できるはずやという理解をするのが一つと。それは3か月もその立ち合いができない。ケガをされて立ち合いができないというふうに委員会でも説明を受けているんですけども、3か月も立ち合いができないようなそんな大ケガってあるのかなというふうに思うことと、立ち合いがもしできなければ、写真でも撮って、そのね、地権者のお宅を訪問してでも理解を得て、早急に工事を着工するべきやと、いうふうに考えるん

ですけれども、その二点どうですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

7月に現場の方、地権者さんと説明させていただきましたときは、その段階ではまだ工事するにあたりまして工事車等出入りに関して、土地の方をちょっとお借りしたいという説明だけで終わっております。その際に、それ以降に設計が固まりましたので、7月の段階ではまだ土地をとりあえず利用させていただいて工事を進めたいという説明だけで終わっております。本人さんなんですけれども、11月に契約整いまして、また現場立ち合いの方もお願いしますという連絡をしておりました。そして契約しておりました。そして12月に入ってから日程調整させていただいた段階で本人さんがケガをされて、入院されているということで、そして3か月入院されて、そして退院はされているんですけれども、ケガのためのリハビリ通院がまだされているということでしたので、現場立ち会立ち合いは来れないということでしたので、現場立ち合いが進まないことには工事の方も車両も入ることができないという状況でございました。

◎ 議長（廣尾 正男）

9番、奥森議員。

◎ 9番（奥森 由治）

3か月経って、今現在も交渉中で早く立ち合いをして工事を着工すること、ことやというふうに理解をするんですけれども、当然こんなり面工事ですので、乾季の間にやるのは当然ですし、4月ごろから始めるとし、5、6と3か月経つとね、6月の梅雨、雨期、異常豪雨みたいなことがありますんで、一日もはやく工事着工できるように努力されるよう、要望しておいて質問を終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。はい、6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

予算書の15ページのところの就学援助費のところです。これ文教委員会でも言うてたんですが、入学準備金が4月までに支給されるようになったのはとてもいいことやと思って

います。ただし今年度に限っていうならば、その入学説明会というのが既に南山城小学校は2月の8日に開かれていて、そのときに入学用品とかそういうものを購入するというので、3月15日の支給ではちょっと間に合わないということで、来年はどうか。もっと間に合うような支給手续お願いできますかということが一つ。それからもう一つは、2月15日は今年の場合は締め切りでしたね、申請の。で、その後で申請された方があるんですが、その方については早急に支給できるようなそういう体制になってるんでしょうかっていう二つをお尋ねします。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

就学援助の入学前支給に係る支払い時期でございますが、今年度は3月15日ということで事務の方を進めております。ご質問のとおり、今年度初年度の中で教育委員会例規ですとか各種委員会ですとか、給食運営委員会等説明等もございまして、日程の方が3月15日の支払いということで出させていただきました。1年後はこれより早い時期にということで制度の指針もございまして、早い時期に支払いできますように検討してまいりたいと思っております。二つ目の質問でございます。2月15日締め切り以降に請求されたということでございまして、相談5件ございまして、申請が3件ございまして、で、承認が3件という内容でございます。すべて皆さん2月14日までに完了しております。2月15日以降のちょっと申請については、聞いていないんですけれども、ただ、2月15日以降で申請がありましても、新年度の従前どおりの申請というのが可能でございます。新年度入って5月に入りましたら、新1年生の中での支払いということで対応は可能かと思っております。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かおる）

そもそもの支給の時期を早めたってというのは、入学に間に合うようにということ、そういう趣旨だったと思うんですが、2月15日を過ぎてしまった場合は、例年どおりということは7月になってしまうということでしょうか。4月以降の申請と同じ扱いになるんですね、新たになっていう人は。で、そうなった場合、私が今言ってる人は、実は外国の方なんです。で、あの文章、れんけいに載っていたんですかね、私、文章。それから入学説明会のときにもそういう文章を配ってくれたって聞いてるんですけど、日本語がわからないんです。ほんでその方は結局地元の民生委員の方が説明をしてくださって、そして村の方の福祉の方につないでくださって、そして申請をするというふうになったんですけども、残念ながら2月

15日は過ぎていたという事例があるんです。で、私としては二つお願いしたいんですけども、そういう事情で遅れた人には例年どおりの支給時期、7月っていう、一学期分は村の場合は7月ですね。というんじゃなくて、もっと早くしてほしいということと、それからそういう日本語がわからないような家庭というのは、多分、教育委員会でもつかんでると思うんですけど、その人についての丁寧な説明というのをぜひしてほしいと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

日本語がわからず申請の手続きの方がスムーズに出来なかったということでございます。申請の方、また相談等させていただきながら、進めていけたらと思っております。あと、日本語のわからない方に特別に受付、申請等の説明ということでございますが、なかなかそういった形で個別に説明するというのが、体制の問題もございませぬなかなか出来ていない状況でございます。学校等を通じて、より丁寧な説明ができるように協力を求めてまいりたいと思っております。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

6番、鈴木議員、それでよろしいですか。6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かおる）

よくをいえばね、日本語のわかる私たちにしても、いわゆる公文、公に出てくる文章は解りにくいんです。だからああゆう申請のときのお知らせみたいなんは、もっとう、それこそもっと一般的にわかりやすい、一般の人が使っている言葉で説明をするような文章を出してほしいなと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

個別に保護者の方へ持って帰っていただく文書とホームページと広報紙の三つの手段と

◎ 議長（廣尾 正男）

教育次長、声が小さいんでわかりませんので、もっと大きい声で言ってください。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

周知する方法としましては、広報紙とあと保護者の方に持って帰っていただく文書とホームページという三つの形で周知をさせていただきました。で、なるべく伝わりやすいという思いで、広く周知しました。ご指摘のとおり内容につきまして、一般の方でもわかりにくいというご指摘なんですけれども、できるだけわかりやすい文章等を工夫しながらやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。10番、岡田議員。

◎ 10番（岡田 勇）

ちょっと奥森議員と関連しますけれども。まあまあまあ、答えはいいんですけどね。工事の関係は必ず期日があります。ですから、竹谷課長7月に同意をもらった。で、11月に入札をしたと。まあ4か月間、間あいてますね。だからその間に、口頭でね、協力をお願いしますとたとえおっしゃっても、文書化をして、大体10月か11月にかかりたいので、文書化してよろしくご協力お願いしますということをちゃんと詰めをしていかないといけない。どんなことが生じるかわからない。もしくはこれ、お亡くなりにならばしたらこれどうなるの。誰に同意もらうの。協力は。たまたまケガしはって入院されたから同意がなかなかもらえなかった。だから十分そういうことを注意して慎重にやるべきだと私は思います。答えはいいんです。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。今の奥森さんののに関連して、私、笠置町の議員として、ちょっと質問したいんですけどね、これ工期変更はいつまでに変更されているんですか。それと、あそこは現場はね、工事しようと思ったら、地主さんの土地を通らないとあれは入れないですよ、あれは。そやから当然最初にそういう承諾は得てやんとこの工事はできないと思うんやけど、その辺はちゃんとやれているわけで、その立ち合い、現地立ち合いをしなければ工事が進められないというのはどういう形で承諾をもらっておられたのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思うんですが。どうですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

失礼いたします。地権者さんとは7月に設計段階で土地を使わせていただく必要があるということで、協力の同意を伺っております。その際は、どの範囲までを土地の方をお借りしたいとかそういう話は、詰めはできておりませんでした。7月段階でまた設計が固まっておりますので、土地を利用させていただかないと工事の方が進められないので、土地利用の方をお願いしますというお願いをしたところ、本人さんはまあ使ってもいいですよというふうにおっしゃっていただきました。そして設計が固まりまして、工法等も固まって、工事、施工するにあたって、この範囲まで土地をちょっとお借りしたいということを説明させていただこうという段階で本人さんが現場立ち合いができないということで、今回工事立ち合いができていない状況となっております。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。ということはね、工事、その発注するまでにそこは通らせてもらうという同意は得たわけでしょ。通らせてもらわんとできないということは。その承諾は受けとったと。せやけど、実際着手する前にもう一度現場の立ち合いをしなければ着手できないという条件になっていたわけですか。なっていたわけですか。それがあかんかったということで。ほんであと、ほんなら工期変更は何月までの変更で契約変更されたんですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

工期変更につきましては、本日承認いただけましたら、工期の方を延期するということで、今現在では梅雨前には工事を完成させないといけませんので、5月末を目標とさせていただいております。

◎ 議長（廣尾 正男）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

西岡です。せやからね、工事契約しとったんが、延びるわけでしょ。そしたらその契約はいつまで変更、期間変更いつまでかけてやったんですか。それかけやんと、まだいつになってもええわいう状態になってるんですか、今そしたら。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

今現在の契約工期が3月26日でございます。で、今日、今この予算、繰越明許の予算提案をさせていただいております。ここでご承認いただけましたら、変更契約をさせていただいて、工期を延ばさせていただくということなんですが。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

討論なしと認めます。これで討論を終結します。これより採決します。議案第1号 平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、議案第1号、平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第3号については、原案のとおり可決されました。審議の途中ではありますが、1時まで休憩とします。

（休憩 12:03～13:00）

◎ 議長（廣尾 正男）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第7、議案第2号、平成30年度相楽東部広域連合一般会計予算について議題とします。提案理由の説明を求めます。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第2号、平成30年度相楽東部広域連合一般会計予算についてご提案申し上げます。歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ9億3,378万5,000円とするものでございます。歳入は各町村からの分担金及び負担金8億8,442万円を主な財源としております。前年度予算と比較いたしますと、3,797万1,000円の増となっております。この増額となりました主な要因といたしましては、学校給食費及び修学旅行費の無償化に関する経費、学校トイレ改修工事、南山城小学校の空調設備工事など、新たに計上したことによるものでございます。よろしくご審議を賜りまして、ご承認賜りますことをお願い申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

それでは、議案第2号、平成30年度相楽東部広域連合一般会計予算につきましてご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。平成30年度の当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ9億3,378万5,000円と定めるものでございます。提案理由でもございましたが、平成29年度当初予算額との比較では、3,797万1,000円、4.2%の増となっております。それでは今回の予算につきまして、予算書とあらかじめお配りをさせていただいております資料に基づきまして、昨年度との比較で特に大きく変わった箇所を中心にご説明を申し上げます。それでは予算書の15ページと資料の方では4ページをお願いいたします。歳出の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額5,525万7,000円。前年度との比較では、1,619万3,000円の減となっております。要因といたしましては、予算書では18ページになります。予算資料の方では5ページの中ほどになってまいります。本年度財務会計用の端末機、こちらが古くなっておりますので、これを更新させていただくものと、教育委員会の分室におけますセキュリティ対策といたしまして、インターネット接続用端末の整備に係る費用を委託料並びに備品購入費でそれぞれ計上させていただいておりますが、平成29年度のLGWAN接続系セキュリティ対策事業の完了に伴いまして、トータルといたしましては、13節の委託料で510万8,000円の減。18節備品購入費でも1,322万6,000円の減となったことによるものでございます。また本年度新たに要求をさせていただいたものとして、資料5ページの下ほどになりますが、15節の工事請負費で連合の電話交換機の設備更新費用など124万3,000円を計上したのようになっております。こちらにおきまして特定財源といたしましては、府補助金の未来づくり一括交付金244万8,000円などを充当しております。次に予算書の19ページ、資料の方では7ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、本年度予算額50万7,000円。前年度との比較で45万円の増加となっております。これは認知症初期集中支援事業を平成30年度から全ての市町村で実施する必要があるため、必要な事務経費を計上させていただくものでございます。内容につきましては、平成29年度に補正計上させていただいたものと同じく、チーム会議や検討会に係るサポート医等の報償費、認知症ケアパスの印刷費用などとなっております。なお、この認知症初期集中支援事業につきましては、相楽東部広域連合の処理する事務に加えるため、連合規約の一部変更に係る議決を各町村議会にお願いをしているところでもございます。次に予算書の23ページからと資料では10ページをお願いいたします。4款の衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、今年度予算額2億461万6,000円。前年度比205万9,000円の増加でございます。可燃ごみの持ち込み料減少などに伴いまして、11節の需用費では燃料費や光熱水費などで119万

7,000円は減少したものの、粗大ごみの増加に伴いまして、不燃物の埋め立てや運搬処理に要する費用で、予算書では26ページになりますが、13節の委託料が323万6,000円増加したことが主な要因となってございます。特定財源といたしましては、一般廃棄物処理手数料など1,365万円を充当しております。続きまして、同じく清掃費の3目施設整備費でございます。本年度の予算額が1,754万1,000円。前年度比498万円が減少しております。予算書は同じく26ページ。資料の方では11ページにございますとおり、朝からもございましたが、今後のクリーンセンターの方向性の問題もございますので、施設の維持修繕費用を極力抑え、15節の工事請負費が前年度より639万7,000円減少したことによるものでございます。こちらの財源といたしましては、財政調整基金400万円を充当しております。続いて教育費の説明に移らせていただきます。予算書では29ページ。資料の方では14ページをお願いいたします。5款教育費、2項小学校費、1目笠置小学校管理費、本年度予算額5,786万8,000円。前年度比で1,520万6,000円の増となっております。増加の主な要因といたしましては、資料の方では16ページ、17ページになってまいりますが、これも朝からございましたが、平成29年度に計上しておりましたのり面対策及びトイレ改修に係る設計委託料509万2,000円の減や、資料の17ページ、のり面対策工事費の680万4,000円や、校内LANの設備備品購入費644万8,000円など29年度での完了に伴い、減少したのもございますが、こちら15節の工事請負費でトイレ改修工事費用3,031万4,000円や、18節の備品購入費で笠置小学校の公用車購入費用140万円などの計上並びに、同じく資料の方では17ページにございますが、笠置小学校給食事業の11節需用費で学校給食費の無償化に関する経費といたしまして、給食事業賄い材料費214万5,000円を計上したため、増加したのもとなっております。特定財源といたしまして、未来づくり一括交付金など218万2,000円を充当しております。次に予算書の33ページと資料の18ページをお願いいたします。同じく小学校費の2目和東小学校管理費、本年度予算額6,126万8,000円。前年度比では7,071万5,000円と大きく減少をしております。資料では20ページになりますが、20ページの上の方にはなりますが、和東小学校におきまして、平成30年度こちらの15節で工事請負費、トイレ改修工事費用3,553万円を計上しておりますが、29年度の空調設備工事など完了いたしましたものが施工監理や設計業務など前のページの13節、委託料になりますが、589万1,000円やこちらの工事請負費でも差し引き6,024万6,000円の減。また校内LANの設備などで18節にございます、備品購入費。こちらの方でも695万9,000円とそれぞれ大きく減少したことによるものでございます。こちらの科目につきましては、特定財源といたしまして、関西電力への土地借地料など38万6,000円を充当しております。次に予算書では35ページ、資料では同じく20ページをお願いいたします。こちらと同じく小学校費の3目南山城小学校管理費、本年度予算額9,750万5,000円。前年度比5,867万8,000円の増となっております。主には資料の方では22ページになってまいりますが、空調設備工事関係の費用といたしまして、13節委託料での工事監理業務委託費293万8,000円並びに中ほどになりますが、15節の工事請負費で5,071万2,000円。その他に、18節の備品購

入費の方で、ネットワーク機器の更改にかかる費用といたしまして、648万円などを計上させていただきますことによるものでございます。次に予算書の39ページをお願いいたします。39ページ中ほどでございます。同じく小学校費の4目笠置小学校教育振興費では、次の40ページの下ほどになりますが、13節委託料でこの委託料の項目の一番下でございますが、修学旅行費の無償化に関する経費といたしまして、説明欄にございますとおり、学校修学旅行事業費9万9,000円を計上しております。こちらでは5名の児童を見込んでおります。また特定財源として、未来づくり一括交付金など8万1,000円を充当するものでございます。同様に予算書の次のページになりますが、41ページ。5目和東小学校教育振興費でも次のページになりますが、13節の委託料で学校修学旅行事業費、こちらは47万3,000円を計上しております。和東小学校では24名の児童を見込んでおります。特定財源も同じく、未来づくり一括交付金など28万7,000円を充当しております。同じページになりますが、次の6目南山城小学校教育振興費におきましても、予算書では44ページになります。中ほどでございますが、同じく13節の委託料で学校修学旅行事業費29万6,000円を計上しております。こちらは児童数15名を見込んでおります。特定財源も同様に、未来づくり一括交付金など17万9,000円を充当するものでございます。次に同じページでございますが、3項の中学校費、1目笠置中学校管理費でございます。本年度予算額3,341万1,000円。前年度比985万5,000円の減となっております。資料では28ページになります。こちら資料の28ページの資料をご覧くださいますと、一番上の行になりますが、バス運転手の定年再任用によりまして、19節の負担金、補助及び交付金で派遣職員の人件費返還金が29年度との比較で269万1,000円減少したこと。並びにこの資料の次のページ、29ページになりますが、18節、中ほどの18節備品購入費で校内LANの設備備品購入費483万9,000円が減少したことなどによるものでございます。次に予算書では47ページ。資料では次の30ページをお願いいたします。同じく中学校費の2目和東中学校管理費でございます。本年度予算額5,683万9,000円。前年度比2,721万5,000円の増となっております。主には資料の方では32ページになってまいりますが、中ほどにございます18節の備品購入費で校内LANの設備備品購入費549万円など、こちらは減少した科目もございしますが、その上の15節工事請負費におきまして、同じくトイレ改修工事費用といたしまして、3,195万3,000円計上したこと。こういったことが増加の原因となっております。こちらでは特定財源として、関西電力への土地借地料2万円を充当しております。続きまして予算書の49ページをお願いいたします。同じく中学校費の3目笠置中学校教育振興費でも、先ほどの各小学校と同様に、修学旅行費の無償化に関する経費を計上しております。予算書では52ページになってまいりますが、52ページの一番上になりますが、13節の委託料の学校修学旅行事業、こちらの方で99万5,000円を計上いたしております。こちらの生徒数は16名を見込んでおります。特定財源は同じく未来づくり一括交付金など52万5,000円を充当するものでございます。次に予算書、同じページになりますが、4目の和東中学校教育振興費でも、13節の委託料、こちらの方で学校修学旅行事業といたしまして、217万2,000円を計上いたしております。

生徒数は33名を見込んだものとなっております。特定財源は同じく未来づくり一括交付金などを含む112万2,000円を充当しております。続いて大きく変動のあった科目といたしまして、予算書では57ページをお願いいたします。予算書57ページと資料の方では46ページからになります。5款教育費、4項社会教育費、3目文化財保護費、本年度予算額が2,161万7,000円。前年度比1,588万3,000円の増となっております。資料では47ページの中ほどより少し下でございますが、文化財保護費の和東町史編さん事業でございます。和東町の町史編纂事業は平成30年度から本格的に実施されるにあたりまして、編さん室の嘱託職員にかかる人件費といたしまして、3節の職員手当で812万1,000円。4節の共済費で127万1,000円のほか、資料では次の48ページになりますが、8節の報償費で編さん編集委員などの謝金といたしまして、425万3,000円。並びに調査、記録保存のための機材整備。公用車の購入費用で18節の備品購入費で300万円など計上させていただいております。特定財源では笠置町事業にかかる分と致しまして国庫の文化財補助金を含みます19万8,000円を充当したものでございます。次に予算書の59ページと資料の50ページをお願いいたします。5款教育費、5項保健体育費、2目給食業務事業費、本年度予算額9,299万8,000円。前年度との比較で、2,051万7,000円の増となっております。資料では51ページになりますが、和東給食センターの運営諸経費、中ほどより少し上でございますが、11節需用費でこちらも学校給食費の無償化によります賄い材料費1,185万1,000円を新たに計上したものと、資料では次の52ページになりますが、同じく和東町給食センターの食器消毒用保管庫などの更新のために18節の備品購入費が前年度より634万9,000円増加したことが主な要因となっております。特定財源では、未来づくり一括交付金のほか、雑入といたしまして、各小中学校の児童生徒分以外として徴収します給食費など2,217万円を充当しております。続いて予算書の61ページと資料の方では52、53ページをお願いいたします。6款公債費、1項公債費、1目元金では、本年度予算額は2,720万1,000円。前年度より177万4,000円減少しております。主には平成29年度で償還が完了する教育債の減少によるものとなっております。同じく2目の利子でも同様に、本年度予算額99万5,000円。前年度より17万4,000円の減となったものでございます。以上、簡単ではございますが、平成30年度当初予算の概要説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

それでは何点かお聞きをいたします。まず今回のこの東部連合の教育委員会の一つの大きな目玉は、目玉いうたら言い方おかしいですけど、学校給食費と修学旅行の無償化ということでございます。これについての趣旨はいろいろあります。東部の明日を切り拓く人づくりと。そのあとに少子高齢化の問題。これも含んできます。そうした中、京都府では二つ目

と伊根町に続いて、この東部3町村ということで、非常に前へ進んだ、10年にして前に進んだかなと、こういう思いがあるんです。これはもう本当にありがたいことです。で、私がここで聞きたいのは、この東部連合の一つの一元化ということでお聞きをしてみたいです。で、なぜこういうことをいうか。未来に向かって進むのがこの本来の姿であろうかと思えます。過去を振り返ってはいかかなものかと。こういう思いもいたします。で、実は昨年笠置町の学校の給食の無償化がされました。で、そこで私は和東小学校の保護者の方からこういうお話もお聞きをいたしました。というのは、笠置町は給食無償化でなんで和東町はできない。こういう、簡単に言ったらこういう話なんです。和東町は何でですかと。いや、それは笠置町が単独にされたということでその場はおいときました。で、西村副連合長にお聞きしたいのが、一元化とっておきながら、なぜ一歩笠置だけで進んだ。ここにもっていかれたのか。5年前にはごみ処理の運搬、処理の一元化ということで一つの契約ができました。それまでは個々に契約をされていたと。こういう経過があるわけでございます。で、その保護者の話を要約しますと、笠置町だけが進んだのに、和東町は何をしてるんだと。まあお叱りのお声をいただいたわけです。その辺の考え方をこれは西村副連合長にお聞きしたいと、このように思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域副連合長。

◎ 副広域連合長（西村 典夫）

畑議員からのご質問にお答えさせていただきました。午前中に廣尾議員から、廣尾議長の方からも一般質問でお受けをいたしました。笠置町といたしましては、子育て支援の拡充ということで補助をさせていただいたところがございます。今度連合といたしましては、今度は無償化という制度を立ち上げて、同時に対処していこうということでございます。私たち笠置町といたしましては、補助という形でさせていただいておりましたことから、30年度から無償化という制度に立ち上げて、私はすばらしいなと思っておりますので、今年度の連合の流れに沿ってやっていきたい。そのように思っております。

◎ 議長（廣尾 正男）

7番、畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

午前中、廣尾さんの一般質問の中にもありました。で、今補助という形のいう答弁をいただきました。しかし、先ほどいいましたように、去年までも連合議会はもうええやないかというこの話、こうした話があったわけです。しかし発足して10年やっとなら経過したやないかという中でなぜそういう3町村一体となった話を進められなかったのかと。少子化はどこ

の問題も一緒なんです。笠置町だけが特に少ないと。和東町も減っています。南山城村も減っていると。ただ人数は人口密度が少ないから減っていくことは事実でございます。その辺の考え方自体に、一元化を本当にするんだらうかと、こういう思いがあるんですよ。だから何で今まで話し合って進められてこなかったのか。こういう疑問が多かったんです。ただ、今こういう今議案が出てきましたから今回お聞きしたわけです。そんな西村副連合長のやったら答えになってませんよ、私から言わすと。いかがですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域副連合長。

◎ 副広域連合長（西村 典夫）

今の時代、さまざまな困難な事象が起こっております。東部3町村、連合が一体となつてことを、難題を乗り越えていかなければならない、そのような思いでは進めております。子育て支援の拡充で給食費を補助を1年間させていただきました、このことにつきましては、勝手にやったということではありませんで、やはり関係機関とも相談をさせていただきながら進めさせていただいたということでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

7番、畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

今の答弁をお聞きしてますと、私から言わすと、笠置町だけが単独でやったやないかと、このようにしかとれないんです。この給食の無償化のことで、修学旅行の無償化が始まりますよと。新聞に載る、新聞に発表されただけで、和東町へ帰ってこうか。和東小学校へ行くかという保護者の考え方も、これは真意はどこまでわかりません。ただ、無償化というだけで飛びついてきたんか。それも真意はわかりません。しかし先ほどいいましたように、あれ和東町と南山城村は一体化できなかつたんですかと。こういう答えがない。それまで三者でお話されましたか。いかがですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域副連合長。

◎ 副広域連合長（西村 典夫）

この1年間の制度におきましては、教育委員会とも相談をさせてもらいまして、この制度を1年間やらせていただきました。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

7番、畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

そうすると、堀連合長。こうした話は既の29年度にあったわけですね。いかがですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

前提として、先ほどもありましたように、連合としては、子育て、教育環境をよくしていくのは常に大きな課題としてあります。こういう中ではその30年度からようやくスタートになりましたが、その前からも議論はしております。ほんでこれも教育委員会からも、教育委員会でも連合でとらえる中は、やっぱり一つの施策、こういう無償化とか、そういうものについて議論している。しかし先ほどの笠置町の中でもかなりやはりそれはやっぱり笠置町の事情ありますから、教育長の期待というのもありますから、そこは全部無償化というのは一緒なんで議論しているわけですから、なかなか笠置町だけはとめません。これはもうこちらで教育予算っていうのは議会でみていただいています。しかしそれぞれの町村では事情あります。そういうことを考えていきますとね、やはり笠置町では、緊急にやらなきゃなどいったら、笠置町の一般会計で処理される方しか残っておりません。で、そういうところについては、やはりその自主性というもの、主体性っていうのがありますから、それでとれていかれるわけなんです。連合として一つの無償化についてはですね、さらに議論を重ねていこうというのは、ちょうど前回の議会にも出ておりました。それがようやく一体となって、この30年度から。これはまた先ほどのご質問もありましたように、連合の施策として主体的に考えたことでありまして、そういうものでは大きく、今まで検討してきたわけですから。大きくは最後はされておりましたが、大きな大事な流れになったということには変わりはない。このように思っております。

◎ 議長（廣尾 正男）

三問。

◎ 7番（畑 武志）

もう一回でもう終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）

許します。7番、畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

申し上げ、もうこれで終わります。今、堀連合長の方からお話がありました。私、この給食費の無償化については、これは大変いいことです、先ほど言いました。ただ、足並みをそろえてくださいということ言ってるんです。我々、住民の、先ほどいうた住民の代表ですから、そういう声も十分聞きます。言われているのは和東町と南山城は何ぼんやりされてるんですかと。こういうことだけなんです。だからやっぱりそこらは三人よって話しした中でやってもらわなきゃ、我々出てる意味がありませんよ。それだけです。もう過去を振り返っても仕方ありませんから。しかしこれは今後のためにも一つやっぱりそういう方向づけをしていただきたいと、このように思いますので。終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

先ほどの給食と修学旅行費のことですが、言わずも何のことかと思うんですが、広報れんけいによると、金額を書かれておりましたね。あれは読んだ人にこれぐらいのお金がかかっていますということがわかりやすいように金額を入れたんでしょうか。それともあの金額で固定という意味なんでしょうか。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

広報におきまして、今回の学校給食費、修学旅行費の無償化につきまして、本議会に提案をしますという内容で掲載をさせていただきました。その際に、予算につきましては、連合全体で約2,200万円ということで、そしてまた軽減額として大体給食費でしたら、年間幾らとか、修学旅行へ行く場合には幾らという額を掲載させていただいております。初めての事業でございますので、よりわかりやすく伝わるようにということと、それぞれ当然財政負担がかかってくるものでございます。そういった財政負担を負担しながらこの事業をやっていくということでより深い理解をいただけたらという思いで掲載させていただいた次第でございます。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑は。6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

ほかの件です。資料でいったら 13 ページになります。13 ページのところ、学校の図書の司書のアルバイト賃金が載っています。で、これで見ますと、小学校で三つの学校に一人。中学校で一人っていうことで、二人が雇われてしているのかなと思うんですが、願わくば、やはりこの例えば6時間とか、4時間とか、週に一遍か二遍しか行けないような状態じゃなくて、できたら常駐できるような方向は考えられないものかなと思うんですが。で、少なくとももうちょっと回数を増やすとか、そういうことはできないでしょうか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

今ご指摘の、図書館の司書の方ですが、現状小学校に1名、中学校に1名それぞれ巡回でまわっております。ただ児童生徒数とかですね、冊数とかいろいろなことを考えまして、現状では特に今現場の方からですね、困っているからもうちょっと増やしてくれとかいう声が特にまだあがっておりません。だからといって増やさないということではないですけどね。現場の声を聞きながらですね、やっぱりもう少しというんでしたらまた相談も乗っていききたいというふうに思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑はありませんか。1番、岡田議員。

◎ 1番（岡田 泰正）

それではページ19ページの方で、先ほどご説明いただきましたように、老人福祉費、これで45万円という金額を増額していただいております。これからですね、日本においても高齢化という問題がクローズアップしていく中で、先ほどの説明の中では初期の認知症という説明をいただきましたけれども、これがなぜですね、各市町村の福祉課にもってやらないで、連合の中でひとくくりにしてやっていくのか。その根拠はどこにあるのか。そしてそれに対するメリットというんですか、なぜかというところですね、そこを中心にお答えいただきたいと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

事務局長。

◎ 事務局長（山本 毅志）

30年度から実施をしたいと考えております、認知症の初期集中支援事業でございます、おっしゃいましたように連合で実施するというところでございます。これ、全国の一律でやる

制度でございまして、国の指針でいいますと、実施主体は市町村という形になっておりまして、全国でいいますと連合でやっているケースもなくはないんです。で、このあたりについては、なぜ連合でやるかということでございまして、3町村ともそれぞれ人口が少ないところでございまして、そもそもその対象となる人数がそう多くない。多分そういう事例というのがそれぞれでやると、そうないのかなということがありまして、一つは3町村で一緒にやるということで事例を共有ができるということで、そういった事例を経験を蓄積をしていくというのが一つメリットとして考えております。それから、これはサポート医とか、作業療法士さんとか、薬剤師さんとかそういった専門家の専門職の方にチーム医になっていただいて、実際の支援の中でいろいろ支援をと、助言とかをいただくんですけども、そういった関係団体との調整というか、そういうところを連合が引き受けまして、3町村の事務を少しでも少なくするというのもう一つのメリットと考えています。それからもう一つ、住民さん向けの広報、講演会を今年2月にも開催をしたんですけども、そういったものも、各町村でやるよりかは3町村が一緒にやるということで、よりよい先生というか、いろいろな先生を呼んできたりというようなところで、そういった広報の面でもメリットがあるのではないかとということで昨年度から3町村と京都府の保健所さんとか入っていただいて、検討ということで、来年度から連合の実施主体ということで、させていただきたいというふうに考えます。

◎ 議長（廣尾 正男）

1 番、岡田議員。

◎ 1 番（岡田 泰正）

今説明いただきましたところによると、職員の経費とか、あるいはサポート医さんの人員の問題とかいう面が基本であろうかと思うんですけど、やはりその認知症における方の患者側に立った視点からですね、やはりこういった医療体制、福祉関係を考えていかなければならない。で、現在今お話いただいたところによると、どうも効率化という一つの面を強調されて、物事を進めていこうとされているように受け取らざるを得ないのかなと思っております。で、今はその事業例がないと、そういった患者がおられないというようなこともあろうかと思うんですけども、そして各市町村が出てきたときに、それを共有できる。いろんな事例を共有できると。勉強できると、こういう話でありましたけれども、先ほどいいましたように、やはり患者、そういう認知症の方が出られたときに、各市町村がどのようなネットワークをもって、どのようなサポートをしていくのか。この辺がですね、ちょっとあいまいになってるのではなかろうかと。このように思うんですけども。その点の今後のこれをスタートとしてですね、これから行く先の改良点、どのように向かわれているのか。最後までこれで行くのか。そういうところあたりいかがですか。

◎ 議長（廣尾 正男）
事務局長。

◎ 事務局長（山本 毅志）

実際にその事業の相談の窓口となるのは、各市町村の地域包括支援センターになります。そこにいらっしゃる保健師さんとかがチーム員となっていただいて、実際は各町村で相談に乗っていただいて、各町村の職員さん、その包括センターの職員さんが支援に、実際に対象者の方の入っていただいて、お話を聞いたりという形になります。連合という形でやるんですけれども、なので、和束町の職員さんが南山城村の事例をあたるということは基本的にはございません。なので、住民さんの目線からいいますと、これまでと同じように相談窓口はそれぞれの町村の窓口ということでございます。またこれは初期周知ということで、大体6か月間の支援をするということでございます。それによって事業所、介護の事業所の方につなげていくとか、あるいは病院の方に入院していただく、そういったところと結びつけていくというところがございますので、あくまで初期の対応をするというところで、あとのよりそれからのその日常の対応がきちんとできるような形で道筋をつけていくという制度でございます。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）
1番、岡田議員。

◎ 1番（岡田 泰正）

これからですね、国の方でもいってるように、100歳を迎える。100歳生きると。100歳の時代になってくるというふうなことを言われております。そうすると、やはり健康な方であっても健康寿命といわずにですね、やっぱり認知症というものが非常にこう病気としてはこれからたくさんの方々がかかる病気であろうと思います。だからその初期周知ということをやられて、そしてそれからそれに合う程度ですかね、初期から順番に段階的にね、初期の認知症が重なっていたときに、やはりそういう今までは連合でやったものが、次はまた別のステップに移っていかなくてはならない。そういうふうなときのそのスムーズな移行というものが、患者にとっては非常にこう必要になってくると思いますので、やはり最初に申し上げましたように、患者目線の立場に立ったですね、行政相談なり、アフターケア、そういったものを今後とも一層に期待したいとこのように思っております。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）
ほかに質疑ありませんか。6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

南山城小学校の空調ですね、資料でいうたら22ページですかね。つくのは本当にもう待ってましたという感じでありがたいんです。実際あそこは複雑な構造になってるんですけど、ちょっと設計で配慮されたことなんかありましたら聞かせてください。

◎ 議長（廣尾 正男）
竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）
失礼いたします。南山城小学校に関しましては、教室等他の学校施設とはちょっと異なっておりますので、南山城小学校の構造に対応したような設計をさせていただいております。そしてその中で空調が効果的に効くような設計をさせていただいております。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）
ほかに。西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）
2番、西岡です。空調の件が出ましたので、ちょっと私も質問したいんですけども。一応空調はいろいろ問題があったけれども、できまして、笠置小学校だけがまだということでこの30年度の予算にも全然あがっておりません。これ、笠置の空調の方は、これは副連合長に聞いた方がええかもわからんけども、どういうことになつとるんですか。年度的には計画はどうなつとるんですかとお聞きしたいんですが。

◎ 議長（廣尾 正男）
教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）
小学校、中学校のね、空調が入るときに事前調査をしましてですね、室温とか気温とかやりまして、笠置小学校の場合はまだまだですね、他の学校に比べたらですよ、どうしても子どもも教師の方も我慢できひんところではなかったんです。当時ですね、それよりも笠置小学校、もっとこんなところをやってもらいたいとか、ここを直してもらいたいとかこういうのがありました。だからとりあえず他の学校から入りましょと、こういう形で進めてきました。まあもちろん今度、南小も入りましたから、4校も揃いましたから、また調査等も含めてですね、あと学校現場の方の意見も聞きながら、やっぱり笠置も涼しい、涼しいいいながら、まだまだというのがあります。特にまたそういう気温もですね、上昇傾向にありますから、教育委員会としては笠置はもう全然取りかえないということではなくてですね、取りかえも計画的に考えていきたいというふうに考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑はありませんか。奥森議員。

◎ 9番（奥森 由治）

予算書でいきますと、28 ページ事務局費の時間外手当、資料でいきますと、11 ページ。社会教育関係管理職の超過勤務手当が計上されているんですけども、これを見ますと、社会教育、時間外になろうかと思うんですけども、40時間が12か月ということで、その超過が常態化していないかということの一つ教育長にお聞きをしたいのと。管理職、当然この生涯学習課長、事業すると、土日が多いんだろうというふうには理解はできるんですけども、やっぱり計算上では、30回ぐらい出てるんですね。試算からすると。それやったら、やっぱり働き方改革やないけど、代休をとれるような体制をしたらんと。いうたら毎日働いていることになりますんでね。その辺も含めて、どうお考えなのかお聞きをします。

◎ 議長（廣尾 正男）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

確かに生涯学習課の方に関しましては、土日のイベントが結構多いです。当然、そうやってきますね。で、うちの職員、ガンガン言うたら語弊がありますが、ちょっと無理して出ていることも確かにあります。そのあと一番いいのは代休、振替ですね。できたらいいんですが、これもちょっと厳しい状況にありまして、そういうこの数字があがっておるといふふうに思っております。ただ、働き方改革もこれから、この教職員だけではありませんので、うちの事務局の方もですね、これからまた考えていきたいというふうに思っております。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

小学校の図書のお金です。資料の45ページ。和東小学校が去年は61万あったのが、50万に減っているんですね。村は40万そのままなんですけど、10万ぐらい減っているのはなぜですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

6番、鈴木議員。もう一度質問してください。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

資料 45 ページの備品購入費です。そこに、昨年度が 61 万で今年度 50 万になって 11 万の減になっているんですが。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

失礼します。資料の 45 ページの和束町体験交流センターの図書室の備品購入費の前年度 61 万円に対して 50 万円というご質問ですけれども、図書の購入費用については変わっておりません。昨年、実は和束町体験交流センターで初版の小さな本を買っております。その分の購入の分が 11 万あがっておりますね。で、それが今年は購入がないので、減額となっている状況です。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第 2 号 平成 30 年度相楽東部広域連合一般会計予算について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、議案第 2 号 平成 30 年度相楽東部広域連合一般会計予算については原案のとおり可決されました。審議の途中ではありますが、ここで暫時休憩します。

（休憩 13：55～14：07）

◎ 議長（廣尾 正男）

全員揃いましたので、休憩に引き続き会議を再開します。日程第 8 議案第 3 号 損害賠償の追加請求についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第 3 号 損害賠償の追加請求について、ご提案させていただきます。平成 26 年第 1396 号損害賠償請求事件において、一番の口頭弁論終結後、被控訴人において、1,376 万 6,880 円の損害が発生し、付帯控訴により請求を拡張する必要が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく、ご審議賜りますようお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて、議案の説明を求めます。事務局長。

◎ 事務局長（山本 毅志）

議案の説明に入ります前に、休憩時間中に資料を配らせていただいております。事前にお配りした資料で一部文字が誤りがございました。文字等の誤りがございましたので、まずはその訂正をさせていただきたいと思っております。お配りをしております資料、追加でお配りをしました今日、資料の二枚目、二面でございますけれども、5、事件に関する取り扱い及び方針のところの2、代理人による訴訟の中で、若宮弁護士の所属が四条法律事務所でございますので、四条法律事務所という文字を入れました。それからその下の嶋田隼也弁護士につきましては、島の字が山へんの嶋でございましたので、その二点を修正をさせていただきました。大変失礼いたしました。それでは議案の説明をさせていただきたいと思っております。議案第3号 損害賠償の追加請求について。平成26年第1396号損害賠償請求控訴事件の控訴人兩名に対し、追加の損害について附帯控訴により連帯して被控訴人に支払うよう請求するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。議案の中身でございます。めくっていただきまして、今、追加でお配りしたものでございますけれども、損害賠償の追加請求について。平成26年第1396号損害賠償請求控訴事件の控訴人兩名に対し、追加の請求損害について附帯控訴により連帯して被控訴人に支払うよう請求する。1、当事者 附帯控訴人 被控訴人 京都府相楽郡和束町大字中小字平田23番地の1 相楽東部広域連合広域連合長 堀忠雄 附帯控訴人 控訴人 岡山県岡山市北区島田本町2丁目5番35号 株式会社ウエスコ 代表取締役松原利直 附帯被控訴人（控訴人） 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 日立造船株式会社 代表取締役 谷所敬 2、基本事件 平成26年第1396号損害賠償請求控訴事件 3、附帯控訴による請求の内容 1、テールアルメ擁壁対策用迂回路追加工事設計業務 48万6,000円にテールアルメ擁壁対策用迂回路追加工事 339万3,360円。3、建物西側雨水防止対策工事 130万円。4、一般廃棄物（粗大ごみ）処理残渣物保管料 733万7,520円。5、弁護士費用 125万円。合計 1,376万6,880円。4、附帯控訴の要旨 全体の控訴としては、従前の請求の元本金5億4,873万2,524円に附帯控訴（請求の拡張による新請求金1,376万6,880円を加えた金額5億6,249万9,404円を元本として、これに支援損害金を加えた額の支払いを求める内容となると、控訴審においては、附帯控訴という制度のため、裁判所の求める附帯控訴の趣旨は、以下の1ないし3項のように金額を拡張した部分のみの請求となる。1、附帯被控訴人らは連帯して附帯控訴人に対し、金1,376万6,880円及びこれに対する平成9年9月1日から支払済まで年5分の割合による金員を支払い、2、附帯控訴費用は附帯被控訴人らの連帯負担とする。3、仮執行宣言 5、事件に関する取り扱い及び方針。1、提訴先 大阪高等裁判所 2、代理人による補償 訴訟は代理人弁護士法人田中彰寿法律事務所 法人受託弁護士田中彰寿 同新井慶有 四条法律事務所弁護士若宮隆幸 同副代理

人弁護士嶋田隼也。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎ 議長（廣尾 正男） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第3号、損害賠償の追加請求については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、議案第3号、損害賠償の追加請求については原案のとおり可決されました。日程第9、同意第1号、相楽東部広域連合教育委員会委員の任命について議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

同意第1号、相楽東部広域連合教育委員会委員の任命についてご提案を申し上げます。相楽東部広域連合教育委員会の大西研介委員の任期満了に伴い、新たに植田宏和さんを委員に任命するものでございます。ご本人の了解も得ておりますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

失礼いたします。それでは同意第1号、相楽東部広域連合教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。同意第1号、相楽東部広域連合教育委員会委員の任命について。相楽東部広域連合教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。平成30年3月5日提出。相楽東部広域連合 広域連合長 堀忠雄。別記 住所 京都府相楽郡南山城村大字野殿小字日川谷29番地 氏名 植田宏和。生年月日 昭和46年9月9日。議案書の2枚目に経歴書をつけております。現在46歳の男性の方でございます。以上、よろしくお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

お諮りします。この案件は人事案件ですので、質疑討論を省略し、採決することにしたい

と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議長（廣尾 正男）

異議なしと認めます。質疑討論を省略します。この採決は挙手によって行います。植田宏和君を相楽東部広域連合教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、植田宏和君を相楽東部広域連合教育委員会委員の任命に同意することに決定しました。日程第 10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から会議規則第 76 条の規定により、お手元に配布の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議長（廣尾 正男）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。堀広域連合長挨拶。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

第 1 回の相楽東部広域連合の定例議会を閉じるにあたりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと思えます。まずをもって、予定をさせていただきました全議案等につきまして原案どおりご承認をいただきました。ありがとうございました。またこの機会を通じて、議員の皆さんからいろいろなご意見をいただきました。今後の連合運営にあたりまして、こうしたご意見を真摯に受けとめながら今後に生かさせてまいりたいとこのように思っているところでございます。どうかこれからも連合行政に皆様方の一層のご理解とご協力、そしてご指導を賜りますことをお願い申し上げまして、はなはだ簡単でございますが閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎ 議長（廣尾 正男）

これをもちまして、平成 30 年相楽東部広域連合議会第 1 回定例会を閉会します。本日はご苦勞様でした。